

第2次日置市 男女共同参画基本計画

第1次日置市
配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

平成30年度～平成35年度



日置市

男女共同参画社会とは



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

—男女共同参画社会基本法第2条より—

男女共同参画社会基本法 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

平成11年6月

はじめに



男女共同参画社会の実現をめざして、平成20年3月に「日置市男女共同参画基本計画」を策定し、市民の皆様へ男女共同参画社会実現に向けての情報提供や男女共同参画の推進施策に取り組んで参りました。

しかしながら、平成28年度に実施した「日置市男女共同参画社会に関する市民意識調査」では、様々な場面に固定的な性別役割分担意識が未だ根強く残っており、これらを反映した社会通念や慣行などが、本来、女性にも、男性にも、多様な選択があるべきはずの様々な活動に主体的に参画する機会を狭めたり、負担や責任が男女どちらかに偏ることによって様々な問題の解決を困難にしている状況が伺えます。

近年における社会情勢は、人口減少に入り、少子高齢化の進行による地域コミュニティの変容や、育児や介護、就労をめぐる問題等が複雑化・深刻化しています。地域では、生活上の困難な課題を複合的に抱える人の増加が懸念されており、これらの多様なニーズを支える人材育成が喫緊の課題となっています。

そのためには、色々な皆様が参画し、その声を反映させていく取組みが重要であり、特に潜在化している人的資源と捉えるあらゆる分野における女性の参画の拡大が必要です。

日置市では、これらの社会状況の変化に対応し持続可能な活力ある社会を形成していくために、市民意識調査の結果などを踏まえた「第2次日置市男女共同参画基本計画」を策定し、「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進して参ります。

本計画における男女共同参画の推進は、全庁にわたるあらゆる政策を横断的に推進する戦略的政策として、改めて市の施策や運営を「男女共同参画社会の形成」という視点から見直し、庁内における推進体制を強化し促進して参ります。

本計画の推進により市職員一人ひとりの男女共同参画意識の醸成が図られることは、人権尊重の理念がさらに深化し、多様化・複雑化する地域課題の解決に向けた対応力を高めるものと考えております。

男女共同参画社会の実現をめざし、本計画を着実に推進するためには市と市民、事業者、各種団体等との協働による取組が重要となるため、今後一層の御理解、御協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、これまで日置市男女共同参画推進懇話会の皆様に多大な御尽力をいただきました。また、市民意識調査にご協力いただきました皆様や、貴重な御意見・御提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月 日置市長 宮路 高光

目次

●● 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 基本理念	2
4 基本目標	3
5 重点目標	3
6 計画の期間	4
7 計画の体系	5

●● 第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化	6
2 国の主な動き	10

●● 第3章 計画の内容

【重点目標】

1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	11
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (女性の職業生活における活躍推進計画Ⅰ)	16
3 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進 (女性の職業生活における活躍推進計画Ⅱ)	19
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	24
5 生涯を通じた男女の健康支援	28
6 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備	31
7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	36

●● 第4章 計画の推進体制

1 市の推進体制の充実	39
2 連携・協働	40
3 進行管理	40

日置市男女共同参画基本計画の推進体制

第2次日置市男女共同参画基本計画における数値目標

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年度に策定した「ふれあいあふれる健やかな都市づくり」を目指す第1次日置市総合計画の基本戦略「市民が主役となるまちづくりの推進」のための最重要課題として、男女共同参画社会の実現を位置づけ、平成20年度から平成29年度までの10年間の計画期間として「日置市男女共同参画基本計画」を策定しました。

しかし、平成28年度に行った男女共同参画に関する市民意識調査では、固定的性別役割分担意識※1や、男女の地位の不平等感が根強く残っているなど、多くの課題が明らかになっています。

また、人口減少、少子高齢化の進行と労働力人口の減少など社会経済情勢が変化する中、人々が抱える生活上の困難や課題はさらに多様化しており、新たな課題への対応が必要になっています。一方、男女が希望するライフステージ※2の実現を支援するために、平成28年4月から「日置市女性センター」を地域における男女共同参画推進の拠点として機能する施設として運営を始めました。

さらに、平成29年4月には配偶者からの暴力被害者が身近なところで安心して相談できる被害者の立場に立ったワンストップの様々な支援を目的に日置市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

国においては、平成27年9月に男女共同参画社会基本法の個別実施法である「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、同法により市町村に対し女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画の策定が要請されました。

また、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においても、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点から「あらゆる分野における女性の活躍」を重要な政策目標として設定しています。

これまでの本市の取組や、男女共同参画社会の形成に係る社会経済情勢の変化に伴う本市の現状と国の動向を踏まえ、「第2次日置市男女共同参画計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

※1 固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。（国第4次男女共同参画基本計画）

※2 ライフステージ

人生の一生において節目となる入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等によって区分される生活環境の段階のこと。



2 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」とし、国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月策定）を勘案して策定します。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく男女共同参画社会の形成の推進に関する基本的な計画です。
- (3) 平成29年4月に設置した「配偶者暴力相談支援センター」の機能発揮と関係機関・団体と連携した庁内推進体制の整備を図るために「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」と一体的に推進します。
- (4) 計画の「重点目標2」と「重点目標3」を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく「推進計画」とし、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を策定します。
- (5) 平成28年度に行った男女共同参画に関する市民意識調査の結果を踏まえ「日置市男女共同参画推進懇話会」やパブリックコメント等による意見を反映して策定します。
- (6) 計画の着実な進行管理（計画の進捗状況の年次毎の評価）を実施するため、「男女共同参画社会基本法」第15条（施策の策定等に当たっての配慮）に基づき、取り組む施策や事業を適切に策定します。
- (7) 市・市民・事業者・各種団体との協働による推進体制の充実を図る計画とします。

3 基本理念

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第3条から第7条の基本理念に基づき、本市で生活する全ての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することにより、多様性に富んだ活力ある男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(3) 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(5) 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行わなければならない。（第7条）

本計画の中で使用している「男女共同参画の視点」とは、これら5つの理念を踏まえた立場や観点のことをいい、「男女の人権の尊重」は、“性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される”ことを意味し、男女共同参画社会を形成していく上で、その根底を成す基本理念です。

4 基本目標

- 男女共同参画の意識が定着したまちづくり
- 男女がともに個性や能力を発揮でき、多様性に富んだ活力あるまちづくり
- 誰もが安心して暮らせるまちづくり

5 重点目標

第1次計画策定後の社会情勢の変化や同計画に基づく取組の成果や課題を踏まえ、基本目標に掲げた男女共同参画社会を実現するため次の7つの重点目標を設定します。

- 1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
- 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大(女性活躍推進計画Ⅰ)
- 3 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進(女性活躍推進計画Ⅱ)
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
- 5 生涯を通じた男女の健康支援
- 6 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備
- 7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

本計画においては、重点目標の達成に向けて男女共同参画社会基本法の基本理念に基づき、様々な分野の施策を男女共同参画の視点に立って総合的に展開します。

本計画に策定された施策は、男女共同参画についての意識啓発や地域における男女共同参画の施策をはじめ、特に固定的性別役割分担意識が社会の制度や慣行に中立でない影響を及ぼしている事項について、その解消を図るものです。

このように実施される施策の積み重ねは、施策間の相乗効果を生み、男女共同参画社会の形成が着実に促進されることとなります。



6 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成35年度までの6年間とします。また、国内外情勢の動向や社会、経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直します。

7 計画の体系

【基本理念】

- ◇ 男女の人権の尊重
- ◇ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ◇ 社会における制度又は慣行についての配慮
- ◇ 国際的協調
- ◇ 政策等の立案及び決定への共同参画

【基本目標】

- 男女共同参画の意識が定着したまちづくり
- 男女がともに個性や能力を発揮でき、多様性に富んだ活力あるまちづくり
- 誰もが安心して暮らせるまちづくり

重点目標	施策の方向
1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進	① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し ② 学校教育における人権・男女平等教育の推進 ③ 性の多様性についての理解促進
2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 【女性活躍推進計画Ⅰ】	① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備 ② 農林水産業・商工業等の自営業の分野における女性の参画の拡大 ③ 女性の人材育成にかかわる支援
3 男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進 【女性活躍推進計画Ⅱ】	① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進 ③ 女性の能力発揮への支援
4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶	① 男女の人権が尊重される意識づくり ② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 ③ 性犯罪・ストーカー行為・セクハラ等への対策及び被害者支援
5 生涯を通じた男女の健康支援	① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援 ② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進
6 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備	① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり ② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり ③ 困難な状況に置かれる若者等の自立に向けた環境づくり ④ 外国人が安心して暮らせる環境づくり ⑤ 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護支援の充実
7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進	① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくりと地域コミュニティ活動の促進 ② 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進



第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

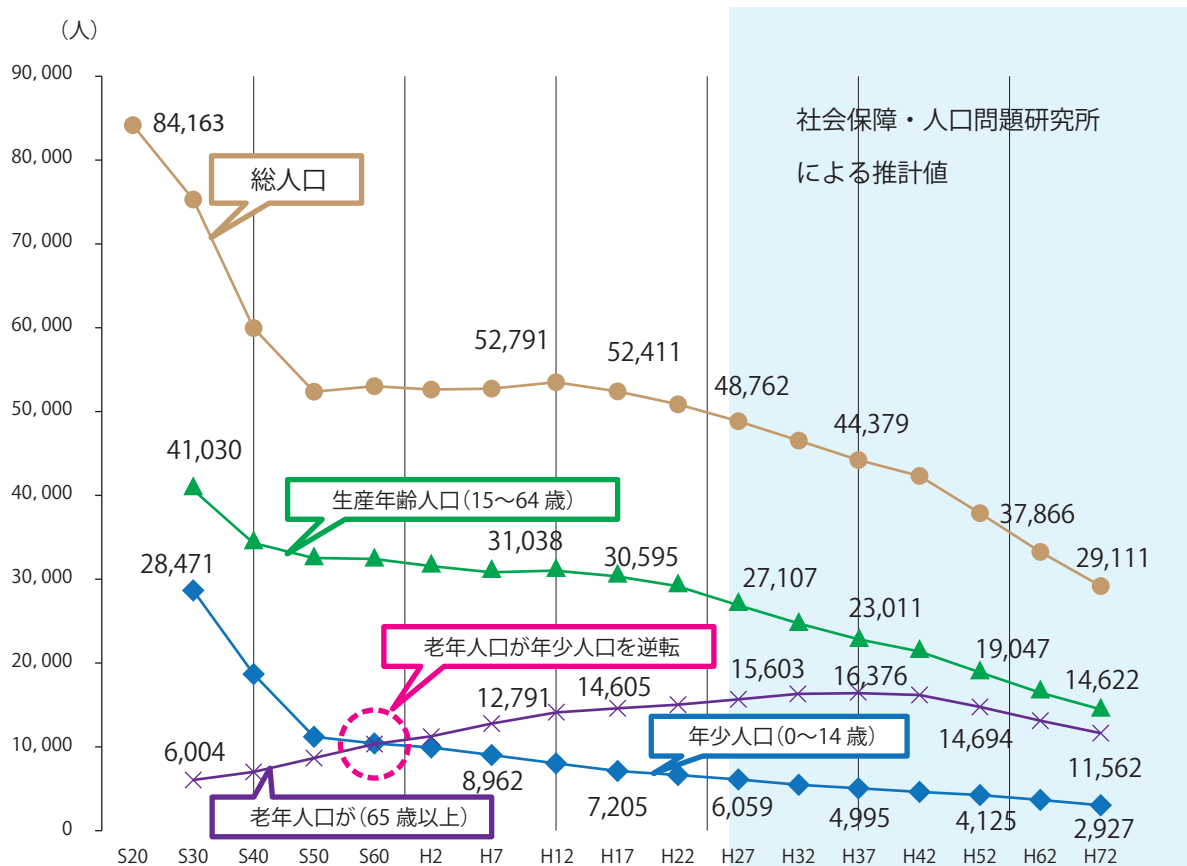
(1) 人口減少・少子高齢化の進行と労働力人口の減少

本市の総人口は、昭和20年の84,163人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査においては49,249人、世帯数は19,649世帯となっています。市が合併した平成17年国勢調査と比較すると、10年間で人口が3,162人(6.04%)減少、世帯数は419世帯(2.1%)の減少となっています。

将来の人口の推移(日置市人口ビジョン/平成27年10月)では、今後も人口減少は続くものとみられ、2060年(平成72年)には総人口が約29,000人と2010年から50年間で約43%減少すると推計されています。

また、本市の住民基本台帳による高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は、平成29年4月現在32.6%となっていますが、人口ビジョンでは平成72年(2060年)には、「老年人口(65歳以上)」は11,562人になり、高齢化率は約39.7%となり、「生産年齢人口(15~64歳)」は14,622人となることから、約1.26人で1人の「老年人口(65歳以上)」を支えることとなります。

日置市人口ビジョン 人口の推移と将来推計



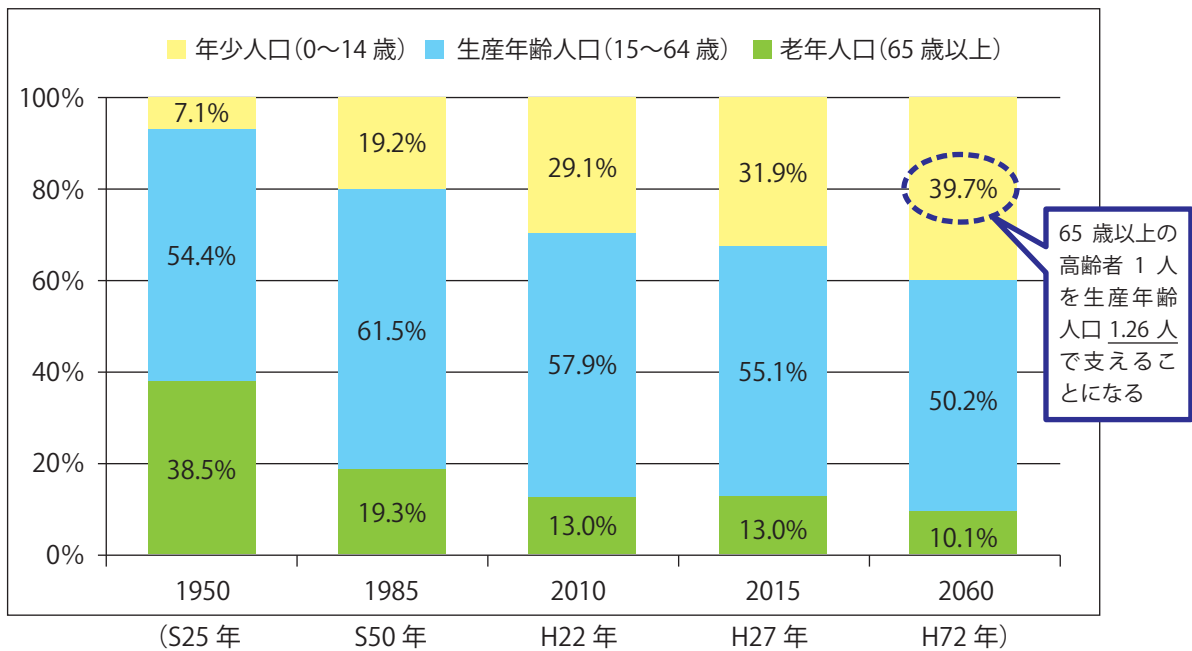
資料：平成22年までの人口は国勢調査、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所推計値

※国立社会保障・人口問題研究所

厚生労働省に設置された社会保障と人口問題の政策研究を行う国立の政策研究機関



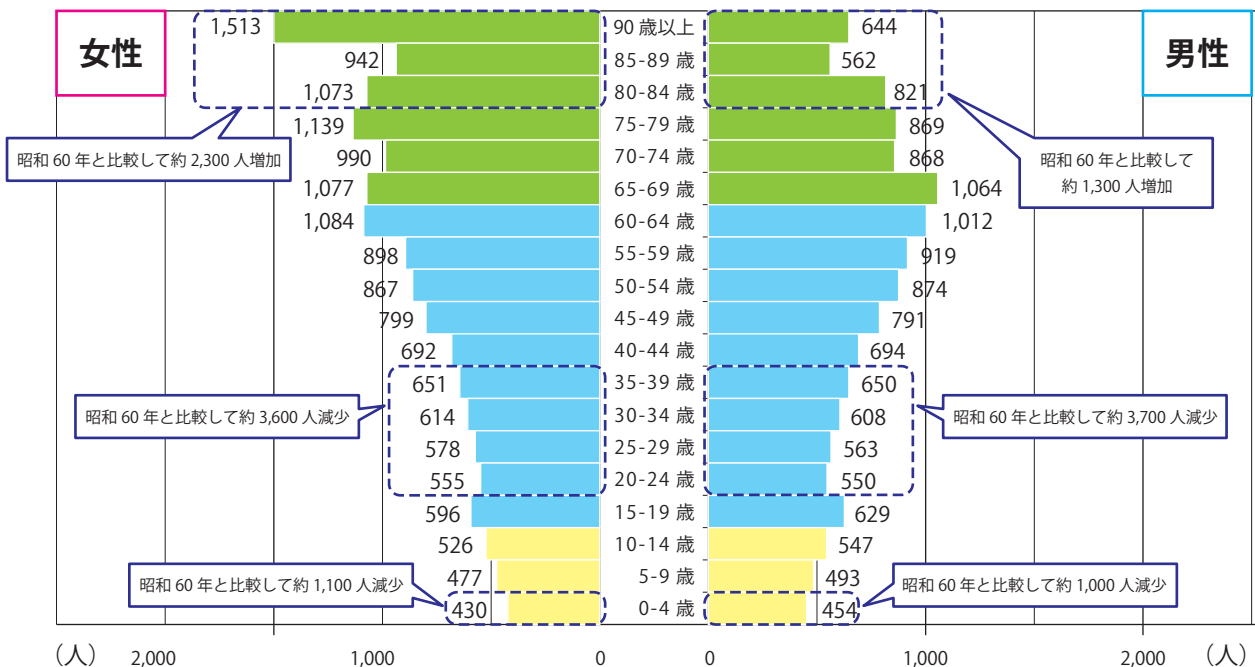
総人口と年齢3区分の推移



65歳以上の高齢者1人を生産年齢人口1.26人で支えることになる

資料：日置市人口ビジョン 人口の推移と将来推計

※平成27年(2015年)までは国勢調査、平成72年(2060年)は国立社会保障・人口問題研究所推計値



平成52年(2040年)人口ピラミッドの推移 日置市人口ビジョン・人口ピラミッドの推移より

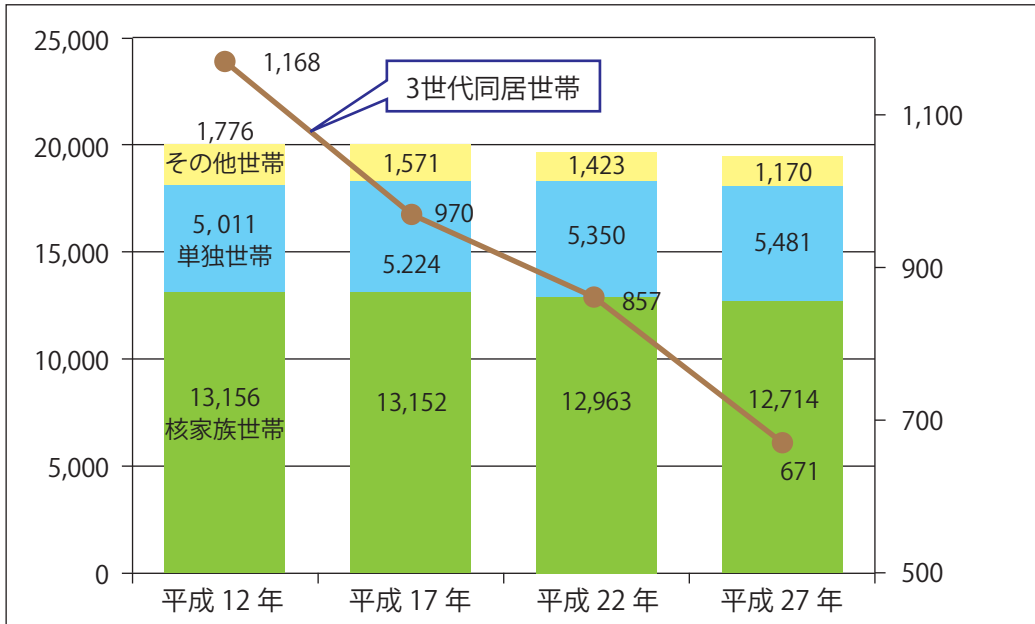


(2) 家族形態等の多様化

本市の家族形態は若者や高齢者の単独世帯が増加する一方、夫婦と子ども世帯は減少しており、1世帯あたりの人員は減少傾向にあります。今後は、世帯数が減少する中、単独世帯が占める割合が一層高くなることが予測されます。

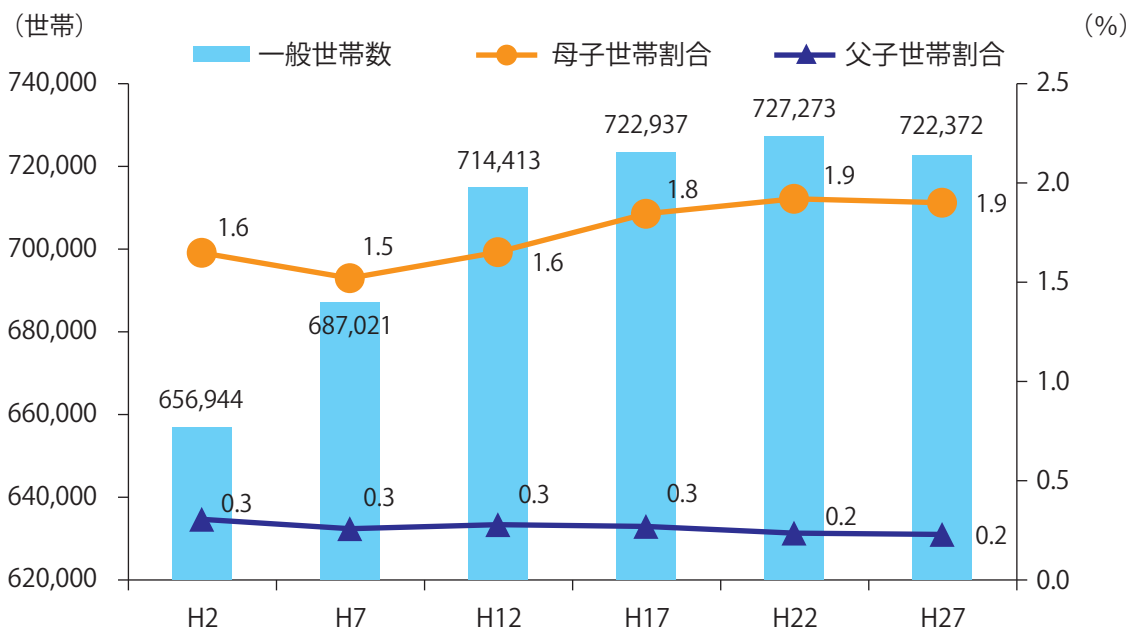
また、鹿児島県においての世帯数に占める母子世帯の割合は、父子世帯に比べ高くなっており、世帯数が平成27年に減少に転じたものの、母子世帯の割合はほぼ横ばいとなっています。

一般世帯の推移



資料：平成27年国勢調査 国立社会保障・人口問題研究所推計値

一般世帯数、一般世帯に占める母子世帯、父子世帯の割合の推移(鹿児島県)



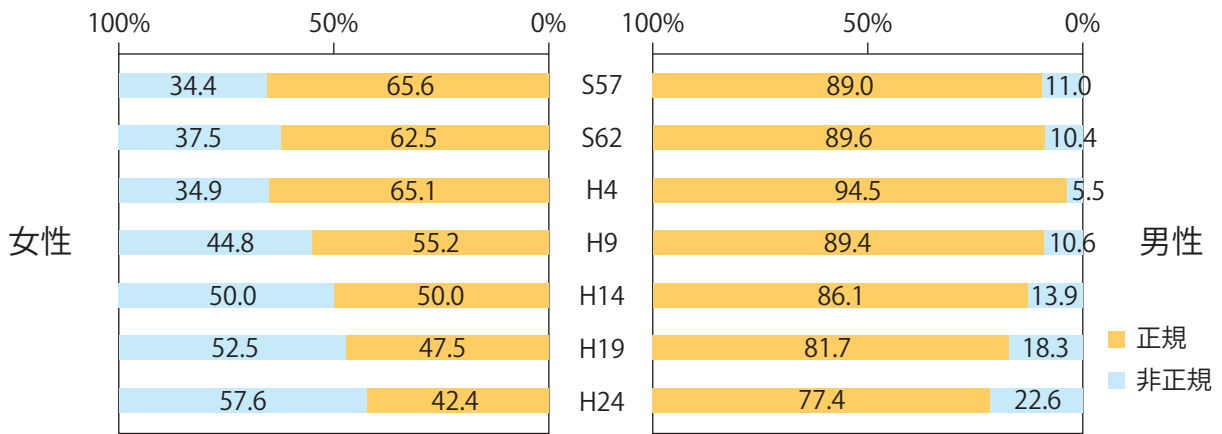
資料：平成27年国勢調査

(3) 非正規雇用者の増加と貧困・格差の拡大

鹿児島県の状況において、非正規雇用者の割合は増加傾向にあり、性別で見ると、男性に比べて女性の方が非正規雇用者の割合が高くなっています。

また、貧困について、全国の状況を見ると、平成27年の貧困線（等価可処分所得の中央値の半分、熊本県を除く）は122万円となっており、「相対的貧困率」※3（貧困線に満たない世帯の割合、熊本県を除く）は15.6%となっています。特に、大人が一人の世帯では50.8%と、貧困率は高くなっています。

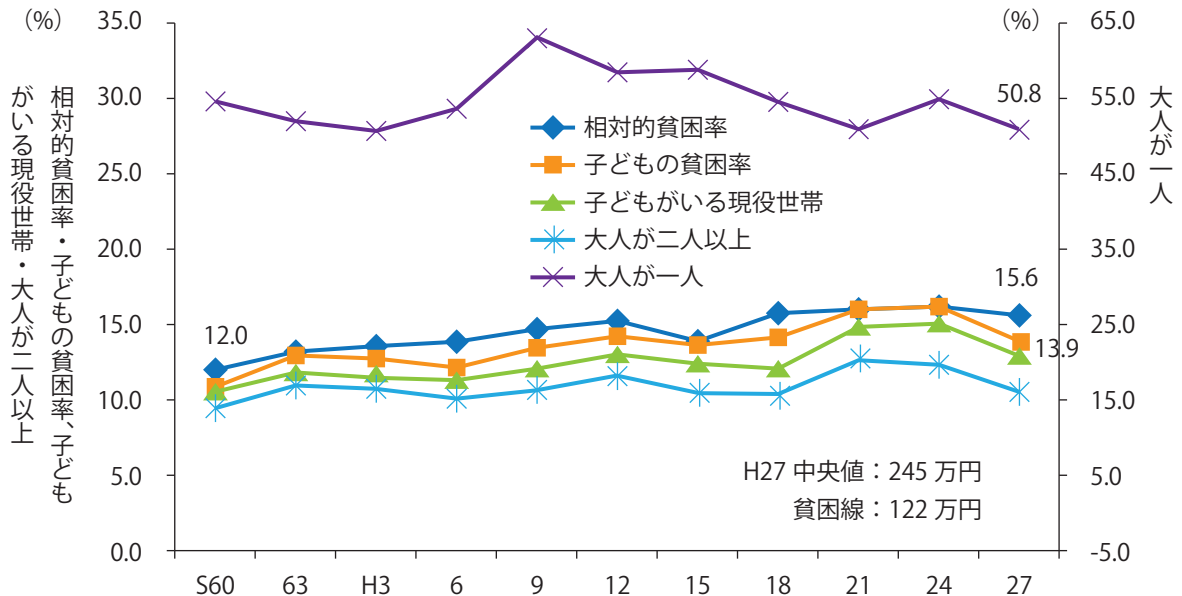
非正規雇用者の割合の推移〔鹿児島県〕



資料：総務省「就業構造基本調査」

※非正規雇用者の割合は、「非正規の職員・従業員」/正規の職員・従業員+「非正規の職員・従業員」×100

貧困率の年次推移〔全国〕



※3 相対的貧困率

所得中央値の一定の割合（50%が一般的）を下回る世帯が該当します。必要最低限の生活水準が充たされていない状態の「絶対的貧困」とは異なり、主に先進諸国における経済格差に基づく貧困を示す指標となります。

（資料）厚生労働省「平成28年度国民生活基礎調査の概況」



2 国の主な動き

(1) 「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月制定、期間：平成27年から平成37年)

社会の多様性と活力を高め、わが国経済が力強く発展していくためには、あらゆる分野への女性の参画の拡大が必要であること、増加する非正規雇用やひとり親等生活上の困難に陥りやすい女性の実情に応じた支援が必要であること、地域の実情・特性を踏まえた全国各地での主体的な取組が必要であること等の観点から、改めて男女共同参画社会の実現をわが国における最重要課題と位置づけた内容です。

【第4次男女共同参画基本計画で改めて強調している視点】

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭などあらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクション(P39※14参照)の実行等による女性採用・登用の促進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況におかれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らすための環境整備
- ④ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑤ 東日本大震災の経験を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- ⑦ 男女共同参画の実現のために、地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、活躍の場の提供者である事業主に対し、女性活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公表の義務付けなどを規定し、これまで事業主の自主的な取組に委ねられてきた男女共同参画社会基本法等に基づくポジティブ・アクションの実効性を高め、男女の実質的な機会の均等を目指し、平成27年9月施行。

(3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)一部改正

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害が適用対象となり、法律名が変更となり「等」が追加され平成26年1月施行。

(4) 「生活困窮者自立支援法」の施行

生活保護に至る前段階の生活困窮に対する「第2のセーフティネット」として、自立支援の強化を図るために自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等を内容とした「生活困窮者自立支援法」を、平成27年4月施行。

第3章 計画の内容

重点目標1 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進

(現状と課題)

男女共同参画社会の形成を阻害する要因の一つに、人々の意識の中に長い時間かけて形成されてきた固定的性別役割分担意識があります。こうした意識は時代とともに変わりつつありますが、今もなお、暮らしの隅々の中に根強く残っており、これに基づく社会制度や慣行等が男女の多様な生き方の主体的な選択に影響を及ぼし、個人の個性と能力の発揮を妨げるおそれがあり、社会経済活力の醸成にも影響を及ぼしています。

平成28年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、固定的性別役割分担意識について、家庭では、男女がそれぞれ自分の性にかかわる固定的性別役割分担に対する意識が高く、一方、女性が、議会議員や地域活動の役員になって、政策・企画立案や方針決定の場に女性の意見が反映されるようになればいいという考え方について85%の男女が肯定しています。さらに、管理職として男性の方が女性より素質があるということについては、25.5%が肯定的であり、「どちらともいえない」が44.7%、否定的な回答は28.5%となっています。この様に、地域社会における女性の政策方針決定の場への参画は進んでいない状況があります。そして、男女の地位について「男性優遇」と感じている男女が、平成18年度調査よりも全ての分野において増えています。

このことは、男女が生活の様々な場面で男女の不平等を感じつつ、また、女性の社会参画を希望しながら、男女が固定的性別役割分担意識を自ら変えることへの困難な状況があると考えられます。

そのため、男女共同参画社会の実現に向けた取組の基盤となる市民一人ひとりの男女共同参画についての正しい理解と深まりを促進する教育・学習を学校、家庭、職場、地域などあらゆる分野において推進し、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきと、その見直しに向けた主体的な行動ができることが、市民の中で広がるようあらゆる機会を捉えた教育・学習の内容等の更なる充実を図る必要があります。

また、子どもたちに対する学校教育や家庭教育における取組は、子どもたちの自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育を学校、家庭、地域が一体的に取り組むことが重要です。

併せて、一人ひとりの男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるようライフスタイルに応じた支援を行う必要があります。

さらに、性的指向※4や性自認等を理由とする差別や偏見等にかかわる課題も顕在化しており、性の多様性についての理解促進についても取り組む必要があります。

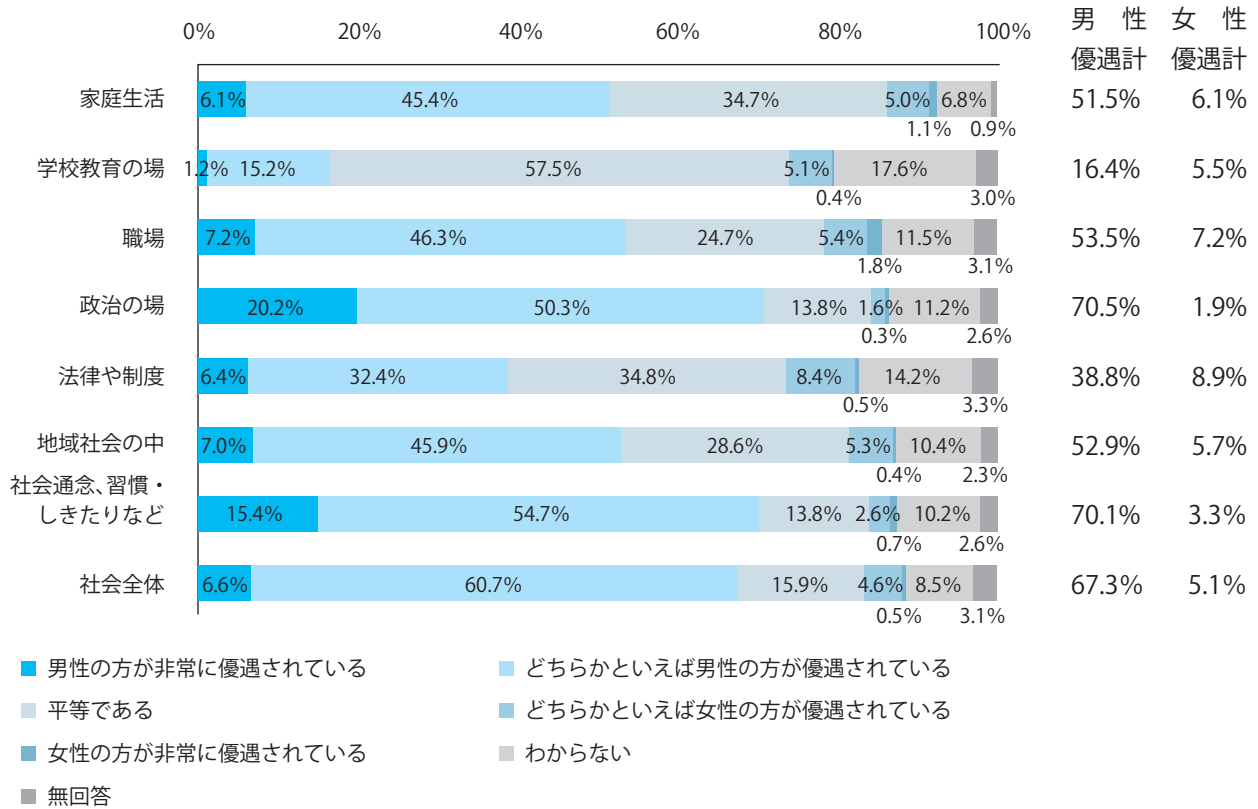
※4 性的指向

性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

(国第4次男女共同参画基本計画)

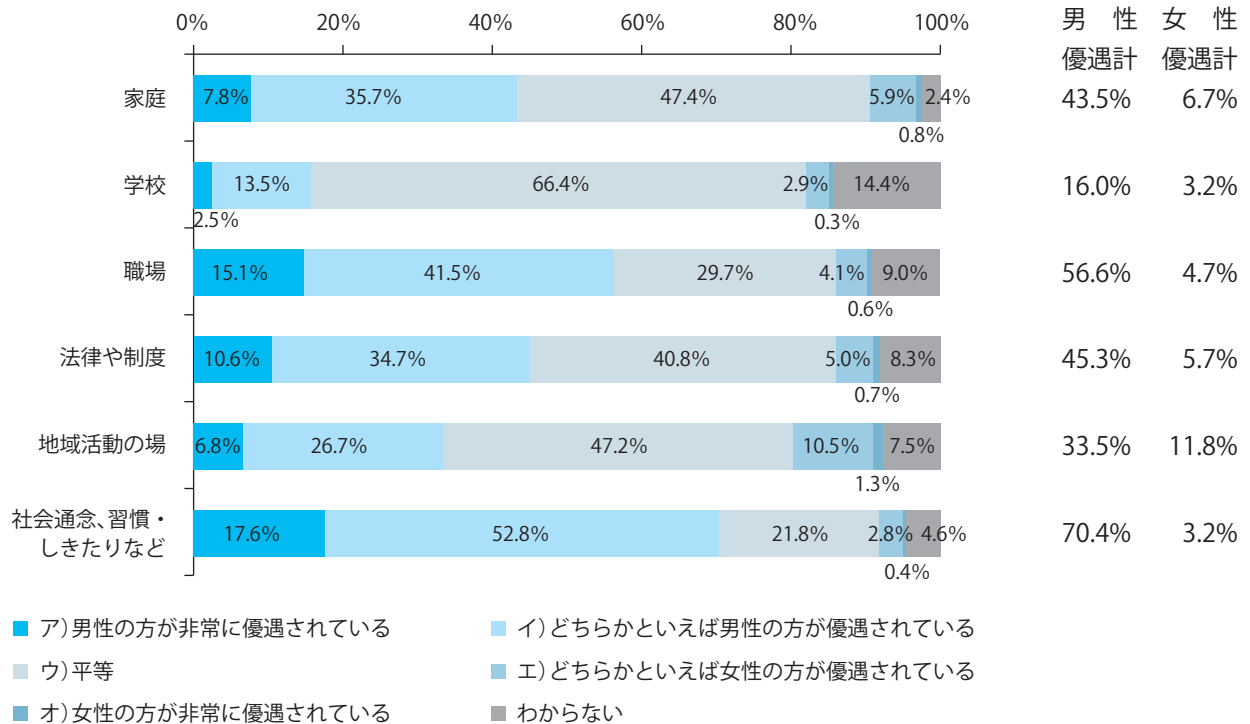


男女の地位の平等感



資料：平成 28 年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

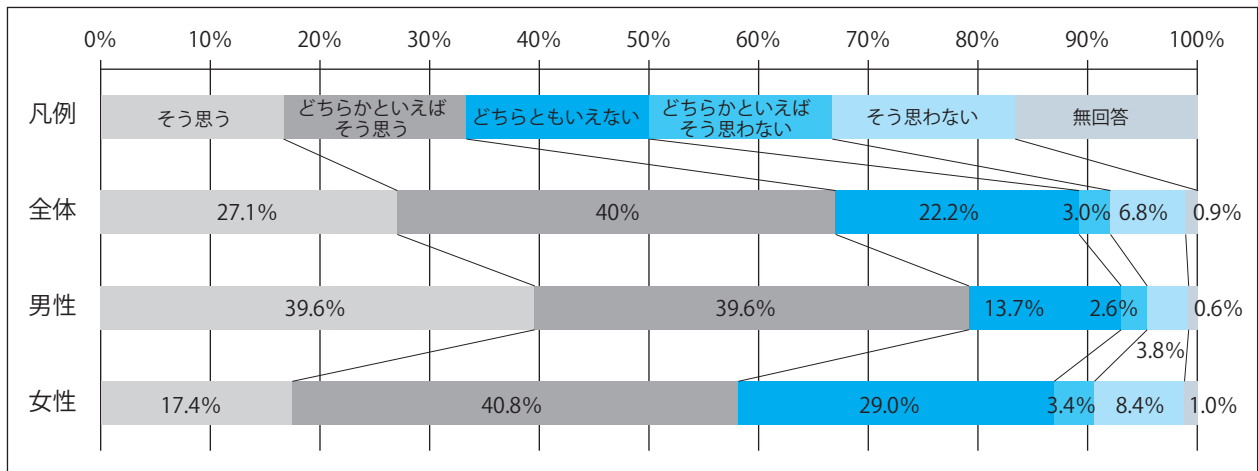
各分野の男女の地位の平等感



資料：平成 28 年度男女共同参画社会に関する世論調査

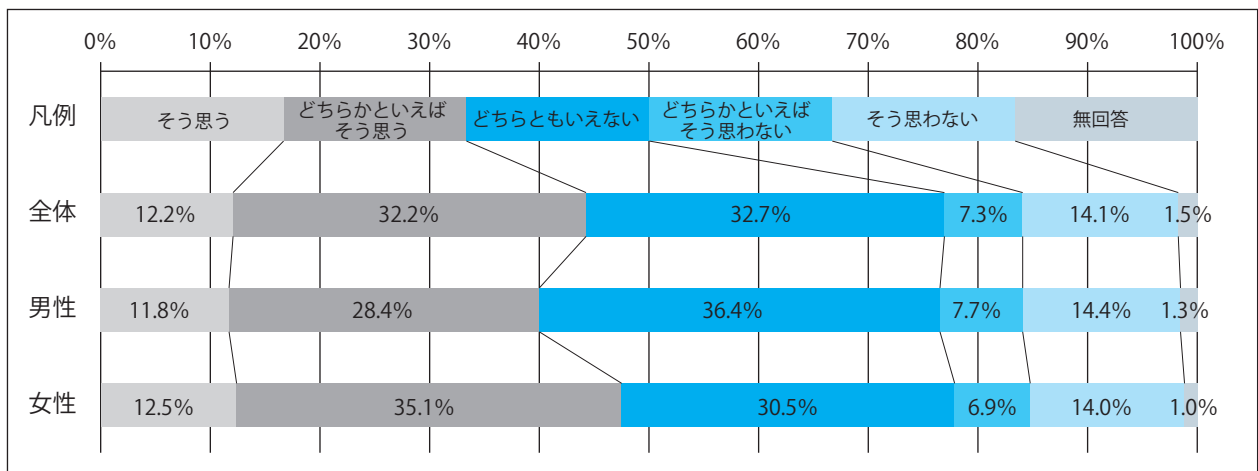


妻や子どもを養うのは、男性の責任であるという考え方



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

女性は結婚したら自分自身のことより、家族を中心に考えるべきであるという考え方



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



施策の方向① 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し			
番号	具体的施策	内 容	担当課
1	広く市民を対象とする男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供	<p>男女共同参画の正しい理解が、市民的広がりをもって促進されるようあらゆる機会を捉えた情報発信や基本法の基本理念を踏まえた講座を関係各課・機関・団体と連携して実施します。</p> <p>講座の実施に当たっては、多様な立場にある人が参加しやすい配慮を行います。</p>	企画課
2	男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の充実	<p>男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的な性別役割分担意識に焦点を当て、男女共同参画についての理解を深めるための指導者に対する研修をはじめ、子どもも大人もともに男女共同参画の醸成が図れるような教育・学習の内容の充実を図ります。</p>	社会教育課
3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	<p>地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、地域での人々の暮らしにおける男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。</p>	企画課
4	生涯学習による男女共同参画に関する学習の推進	<p>生涯学習において、年齢や性別に関わりなく広く市民に多様な内容で提供される学習・教育は、その結果として市民の男女共同参画意識に影響を及ぼす場合があるため、学習内容の企画に当たっては固定的な性別役割分担意識を助長したり、画一的な「男性像」「女性像」「家族像」を強調するものではないかなどに配慮します。</p> <p>学習の実施に当たっては、多様な立場にある人の学習機会の保障に配慮します。</p>	関係各課
5	各種相談を担う人への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供等啓発の取組	<p>あらゆる分野の相談業務の基盤となる一人ひとりの人権の尊重の浸透を図ることは、DV等男女共同参画を阻害する行為の早期発見に繋がります。そのため、相談を担う市職員、各種相談員、人権擁護委員、民生・児童委員等への男女共同参画についての研修の実施等、学習機会の提供と情報提供等の啓発に関係機関・団体と連携して取り組みます。研修の内容及び各種相談については、特に、男女共同参画社会基本法第3条「男女の人権の尊重」についての確かな理解に基づくものであるよう配慮します。</p>	企画課 商工観光課 市民生活課 福祉課 健康保険課 介護保険課
6	市職員研修の実施	<p>市におけるあらゆる施策の推進が、男女共同参画社会の形成の促進につながるよう男女共同参画について全庁的な理解の共有と職員一人ひとりの男女共同参画意識の涵養を図る職員研修を行います。</p>	総務課 企画課

施策の方向② 学校教育における人権・男女平等教育の推進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
7	学校教育における人権尊重と男女共同参画を推進する取組の充実	学校教育活動全体を通し、一人ひとりが人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情をもって、その理念が実践できるようより一層の教育・学習の充実を図ります。	学校教育課
8	多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の提供	児童生徒一人ひとりが性別にとらわれることなく、主体的な進路や職業を選択できる能力・態度を身につけることができるよう子どもの頃からの発達段階に応じた総合的なキャリア教育を推進します。	学校教育課
9	学校教育関係者への男女共同参画についての学習機会の提供及び情報提供	次代を担う子どもたちの男女共同参画意識の醸成に影響を及ぼす教育活動や学校運営全体が男女共同参画の視点で行われるよう教職員等教育関係者（幼稚園教諭を含む）、保育士等へ市及び国・県の関係機関等が実施する男女共同参画の学習機会への参加促進と情報提供を行います。	学校教育課 教育総務課 福祉課
10	子どものころからの男女共同参画の理解を深めるための地域が一体となった取組	性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学習をとおして、子どもたちが、人権意識や男女平等意識が醸成されるよう関係課、団体等が連携・協働し、学校、家庭及び地域が一体となった男女共同参画の理解を深める取組を推進します。	学校教育課 社会教育課 企画課 地域づくり課 健康保険課
施策の方向③ 性の多様性についての理解促進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
11	性的少数者（LGBT）への理解の促進と支援	性的少数者（LGBT）であることを理由にした偏見や差別の解消により、誰もが個人として尊重され、それぞれの能力と個性を十分に発揮し、安心して充実した生活を送ることができるよう性的少数者（LGBT）に関する正しい情報の提供と理解促進のための啓発に取り組むとともに、相談に適切に対応します。 学校においては、教職員の一層の理解促進に努め、日頃から児童生徒が相談しやすい環境づくりに取り組みます。	企画課 市民生活課 福祉課 学校教育課 社会教育課



重点目標 2

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 女性の職業生活における活躍推進計画 I

(現状と課題)

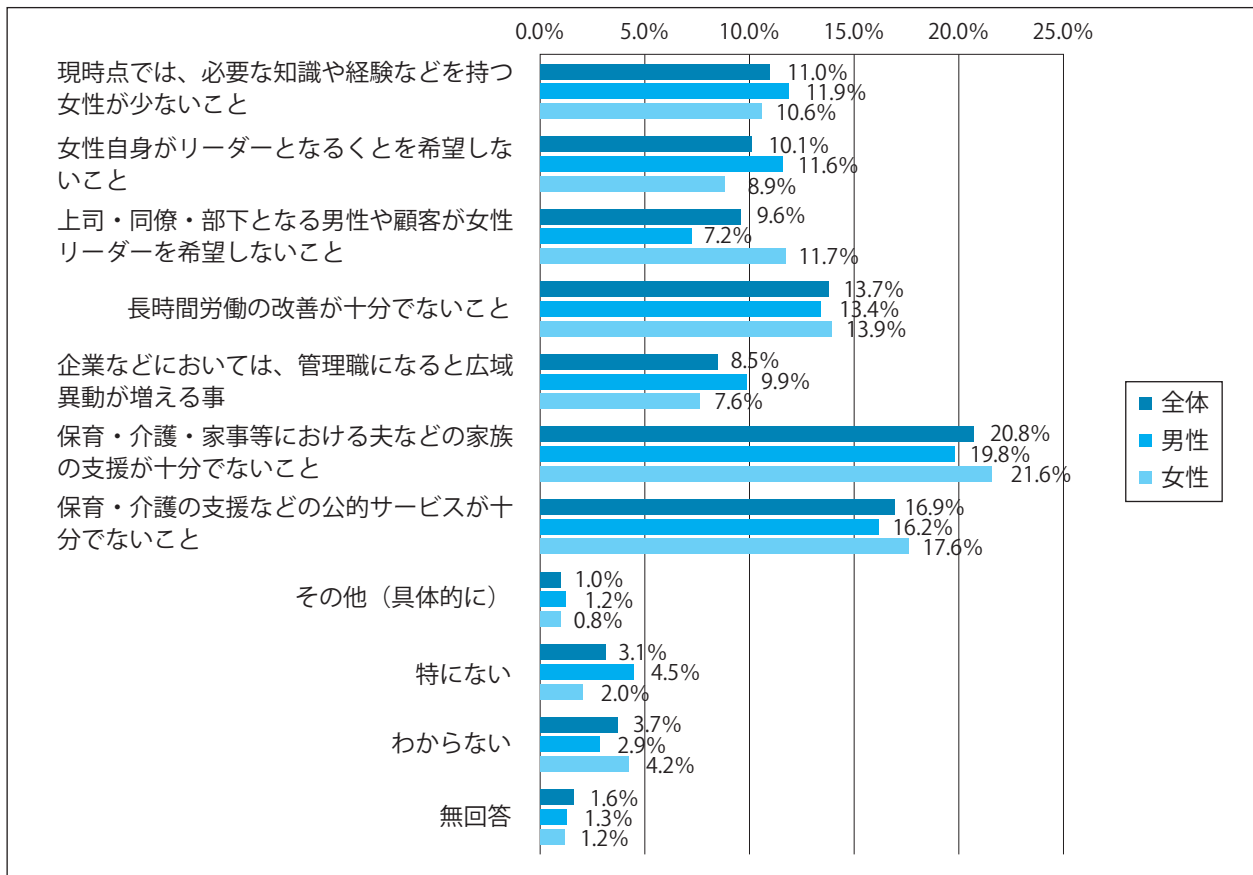
多様化・複雑化する地域課題の解決に向けて、あらゆる分野の政策・方針決定過程に、多様な立場の人が参画し、当事者や地域生活者の男女の声を反映させていくことが求められています。

女性の就業率の増加や地域では多くの女性が地域活動を支え大きな役割を担っているなど、本市においても多くの分野で女性の活躍は徐々に進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画の状況は十分ではありません。

このような状況の背景には、固定的性別役割分担意識等に基づく様々な制度や慣行があり、特に男性中心型労働慣行は、職業生活や農林水産業・商工業等における女性の活躍の阻害要因となり、男女双方の生活と仕事の調和を困難にしているとともに、人口減少・超高齢化、社会の多様化に伴い要請される多様性に富んだ持続可能な経済活力の醸成にも大きな影響を及ぼしています。

そのため、全ての人々が男女共同参画の視点をもって主体的に社会のあらゆる分野に参画していくことができるよう自ら意識・行動を変革させて、固定的性別役割分担意識等に基づく制度や慣行等の見直しを進めるとともに、女性の力量形成を図り、行政・経済・地域などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境の整備に取り組むことが必要です。

政治・経済・地域などの各分野で女性のリーダーを増やすときに妨げとなるもの



資料：平成 28 年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた環境整備			
番号	具体的施策	内 容	担当課
12	男性の男女共同参画に関する理解の浸透を図る啓発及び雇用の分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進	あらゆる分野の持続可能な組織経営に要請されるダイバーシティ※5推進の観点から、その基盤をなす男女共同参画への男性の理解の浸透を図る必要があります。 女性の採用・登用に事実上の阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく慣行等が実質的な男女間の格差を生み出しており、その格差の積極的な是正を推進する「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」についての普及・啓発を図るとともに、事業所の主体的な取組が促進されるよう関係課・機関・団体等との連携した学習機会の提供や情報提供に取り組みます。	総務課 企画課 商工観光課
13	市における女性職員の登用の促進	市役所においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を踏まえた「特定事業主行動計画」※6に基づき、女性の職員の登用促進に取り組みます。	総務課
14	市の審議会等委員への女性の登用を進める取組の促進	年次毎の調査を行い、数値目標の達成に向けた計画的な登用を図ります。改選時には、多様な視点が反映されるよう人材の固定化に留意し、推薦を依頼する団体への協力要請や職務指定委員の見直し、公募委員の導入に努めます。	企画課 関係各課
15	地区公民館・自治会等地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりへの要請に対応するため、地区公民館・自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的性別役割分担意識に基づく運営のあり方や活動のあり方等慣行の見直しに向けた意識啓発を図ります。	地域づくり課
16	農林水産業や商工業分野における女性の参画の拡大を図る取組の促進	農業委員会、農業協同組合等農業団体及び商工会、その他の商工団体に対して役員等への女性の登用促進について学習機会の提供及び情報提供等を通じた働きかけを行います。	商工観光課 農林水産課 農業委員会

※5 ダイバーシティ

「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等にかかわらず、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

※6 特定事業主行動計画

自らの意志によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方・働き方を実現でき、それにより、ゆとりがあり豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図ることを基本方針とする法律（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）による国や地方公共団体が女性活躍の数値目標を設定し、具体的にそのことを目指す行動計画です。企業等は「一般事業主行動計画」に基づく取組を行っています。



17	各種団体・組織等における女性の参画を進める取組の促進	P T A、スポーツ団体、地域づくり活動団体等における役員への女性の参画促進を働きかけるとともにエンパワメント※7に向けた学習機会の提供・情報提供等を行います。	企画課 社会教育課 学校教育課
施策の方向② 農林水産業・商工業等の自営業の分野における女性の参画の拡大			
番号	具体的施策	内 容	担当課
18	女性の経営への参画を促進する就業環境整備の促進と人材育成	農林水産業や商工業等自営業においては、就業と生活の場を同じくする家族経営が多いことから、固定的性別役割分担意識に基づく就業の慣行が、家庭的役割への女性の負担を重くし、女性が能力を生かし男性とともに対等なパートナーとして経営に参画する機会の阻害要因になっています。そのため男性中心の就業慣行の改善に向けた学習機会の提供及び情報提供等の啓発に関係機関・団体等と連携して取り組みます。	商工観光課 農林水産課 農業委員会
19	女性が農業経営に参画する機会の確保に向けた人材育成	女性が男性とともに対等なパートナーとして経営に参画する機会の確保に向けて、女性農業経営士の認定推奨を促進し、女性の認定農業者とともに関係機関・団体等と連携して人材育成に努めます。	農林水産課 農業委員会
施策の方向③ 女性の人材育成にかかわる支援			
番号	具体的施策	内 容	担当課
20	女性の能力開発及びネットワークの構築とネットワーキングへの支援	女性の将来のキャリアデザイン※8とキャリアアップのための能力開発に係る学習機会の情報提供等を通じた支援を行います。 また、市政策への幅広い女性の意見を反映するため、男女共同参画に係る学習の場からつなげる学習者による女性の主体的な共同学習と地域づくり活動を行うネットワークの構築に向けて関係課と連携し学習機会の提供・情報提供等の支援を行います。	企画課

※7 エンパワメント

「ちからをつける」という意味ですが、「よりよい社会へと変えていくちから、責任を持った主体として社会を築いていくちからを発揮できること」をいう。一人ひとりが当事者として自らの立場で起こる問題に気づき、問題の背景にある社会構造を理解し、問題解決のために行動することなど、自分のことは自分で決めるという個人的なちからから、政治的・社会的・法的・経済的な力を発揮することを含みます。この概念の核心は、すべての人が本来持つちからを十分に発揮することのできる社会をつくることにあり、一人ひとりが自分のちからと尊厳への信頼の回復を図ることを目指しているため、エンパワメントに向けた取組の基盤となるのは人権への深い理解です。

※8 キャリアデザイン

一人ひとりにとっての、生涯にわたってたどる全ての生きる軌跡（キャリア）を主体的に設計・再設計（デザイン）していくこと。

重点目標3**男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進
女性の職業生活における活躍推進計画 II**

(現状と課題)

女性労働者の多くは、出産・育児期に就業を中断することから、女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は、30代を底とするM字カーブ※9を描いています。また、子育て期以降の女性の雇用形態は、パートタイム労働等の非正規雇用の割合が高く、賃金や長期的なキャリア形成を困難にしており、その結果、職場で経験や知識を蓄積できず、管理職への登用などの機会や待遇に男女間の格差も存在しています。

一方、男性も長時間労働の常態化により心身の健康を損ねる人が増加するなど、雇用環境の不安定化と悪化による人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。

これまでの職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした男性中心型の労働慣行は、男女双方の働き方・暮らし方に様々な影響を及ぼしている状況や、更なる高齢化の進展等を踏まえた介護離職の防止の面からも改善が必要です。

就業は、個人の生活の経済的基盤であると同時に自己実現につながるものであり、性別にかかわらず、一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは、人権尊重の視点から重要であるとともにダイバーシティの推進による持続可能な社会・経済の活性化という視点からも要請されます。

そのため、男性中心型労働慣行を見直し、雇用の分野における男女の均等な機会の確保や女性の就業継続や再就職に対する支援などに取り組み、M字カーブ問題の解消や就業生活における女性の活躍を推進する就業環境の整備の促進を図ります。

さらに、性別にかかわらず一人ひとりの生き方、働き方の多様な選択が尊重されるよう子育て・介護等により離職した人の再就職や起業への支援、商工業等自営業における就業環境の整備を進める必要があります。

※9 M字カーブ

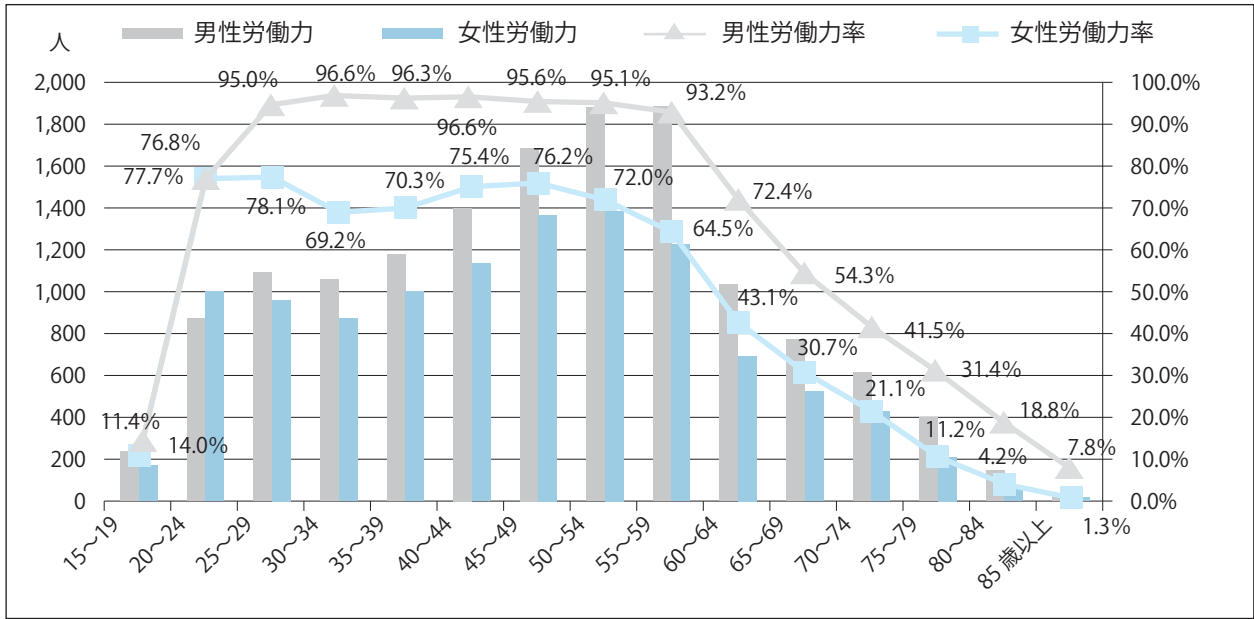
日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。(国第4次男女共同参画基本計画)



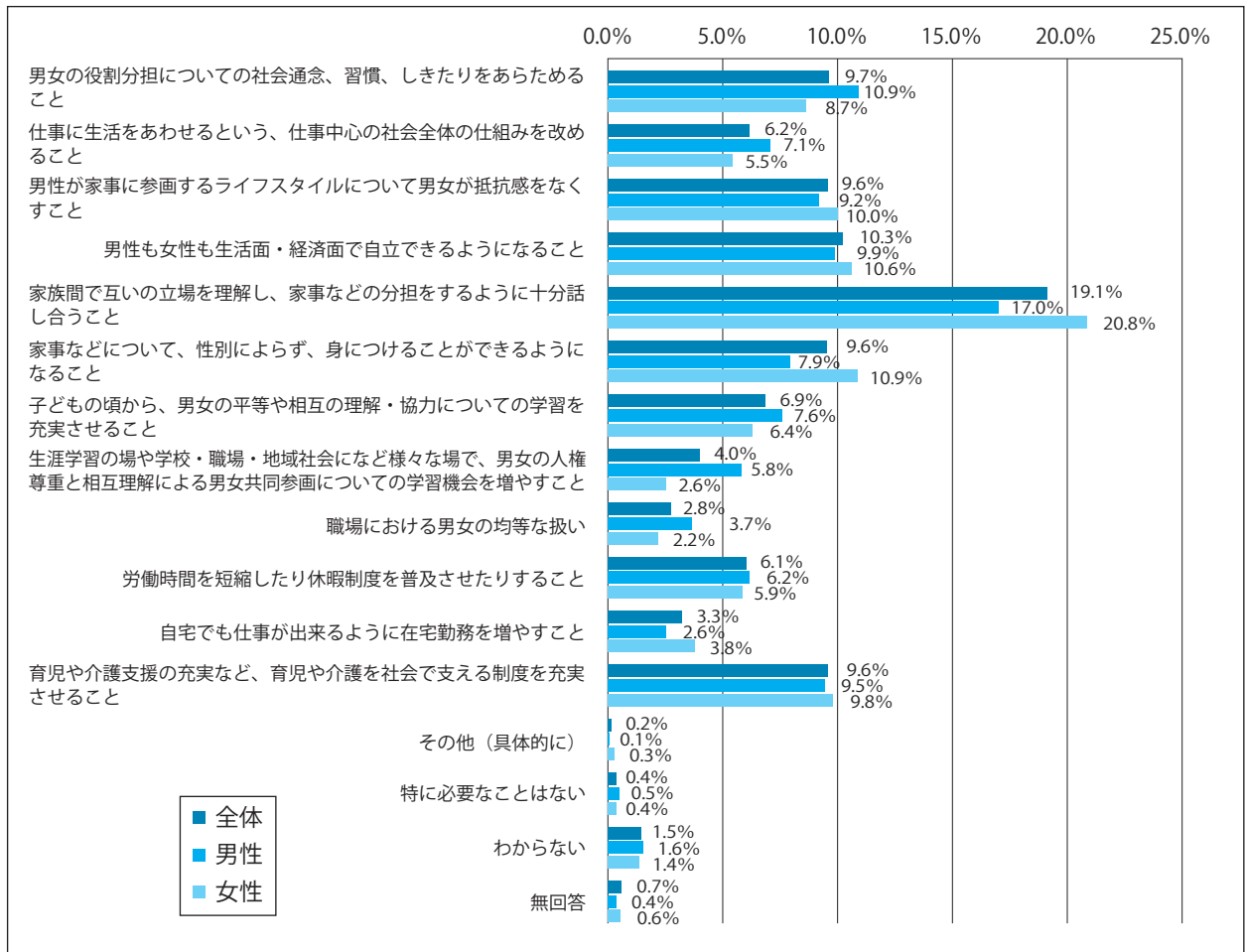
就業者数

就業率



資料：日置市男女別就労状況 平成 27 年国勢調査

男女が家庭や仕事やその他の生活に自分の意志で積極的にかわり、いきいきと暮らすことができるために必要なこと



資料：平成 28 年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

施策の方向① 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保			
番号	具体的施策	内 容	担当課
21	男女の均等な雇用の機会と待遇の確保及び非正規雇用労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の周知・啓発	雇用の分野における募集・採用、配置・昇進の性別を理由とした差別の禁止や妊娠・出産等を理由とする不利益扱いの禁止などを規定する「男女雇用機会均等法」やパートタイム労働者など非正規雇用労働者の雇用条件や雇用環境の均衡のとれた公正な待遇の確保や正規労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法等関係法令や労働環境の各種課題に関する諸制度の周知・啓発と雇用に関する各種相談について、適切な対応を行います。	企画課 商工観光課
22	メンタルヘルス等健康確保やハラスメントの防止に向けた啓発	性別にかかわらず一人ひとりの働く人の健康確保は、男女とも就業を基盤とするキャリア形成に影響を及ぼすと同時に生産性の向上の観点からも重要な課題です。常態化する長時間労働や複雑な人間関係等により心身の健康に変調をきたす人が増えている中、健康の問題による就業中断がその後の生活上のさまざまな困難につながっています。 事業所等においてはメンタルヘルス等健康確保やセクシュアル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントの防止に向けた主体的な取組が促進されるよう、学習機会や情報の提供等の啓発に取り組みます。	総務課 商工観光課 学校教育課 企画課
23	商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性従業者の経営への参画を促進する啓発	商工業等の自営業において、女性が家族従事者として果たしている役割が適切に評価され、その貢献に見合う賃金を確保できるよう経営改善を通じた就業環境の整備と女性従業者の経営への参画の促進に向けて商工会等との連携による啓発に取り組みます。	商工観光課
24	男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進	農業分野の家族経営において、経営体としての強化を図るための家族経営協定の締結の取組が進められています。 締結に際し、その内容に女性従業者の経済的地位の向上、妊娠・出産・育児期等生涯を通じた健康確保など女性の就業環境の整備に係る項目の設置が図られるよう男女共同参画の視点を踏まえた家族経営協定の普及と締結の促進に向けて関係機関・団体と連携して取り組みます。	農林水産課 農業委員会



施策の方向② 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の促進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
25	仕事と生活の調和に関する理解の浸透を図る啓発と長時間労働の是正等働き方改革の促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※10）は、個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについての理解の浸透と市民的気運の醸成を図る広報・啓発に係る課・機関・団体と連携して取り組みます。特に、事業所等における仕事優先の組織風土の改善や長時間労働の常態化等働き方の見直しと、事業所に対して育児休業制度や介護休業制度、その他関係法令等の周知と普及の定着に向けて取り組みます。	総務課 企画課 商工観光課
26	仕事と生活の調和を図る多様なニーズに対応した保育・介護サービスの提供の促進	仕事と生活の調和の実現に向けては、特に育児・子育て、介護と仕事のバランスに多様な困難があり、固定的性別役割分担意識を背景に職業生活における女性の活躍を阻害する大きな要因になっています。また、高齢化の進展による男性も含めた介護離職者の増加や晩婚・晩産化による子育てと介護の負担を同時に担う（ダブルケア）状況への対応も要請されます。 そのため、それぞれの人が望む仕事と生活のバランスによる多様なニーズに対応する保育・介護に係るサービスの提供を促進します。	福祉課 介護保険課
27	男性の子育てへの参画の促進及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた啓発	共働き世帯・専業主婦世帯等、世帯の類型に関わらず、固定的性別役割分担意識による子育て・介護の負担が、より女性にかかっている現状は、特に職業生活における女性の活躍推進を阻む要因になっているとともに、男女の個人としての生き方・働き方の主体的な選択にも影響を及ぼしています。そのため、男女ともに家庭的責任を担うことができるよう男性の子育てへの参画及び育児休業、介護休業・休暇の取得の促進に向けた職場優先の組織風土と個々人の意識改革を図る学習機会の提供・情報提供等の啓発に係る機関・団体等と連携して取り組みます。	総務課 企画課

※10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

誰もが仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発など様々な活動を人生の段階に応じて自分の希望するバランスで実現できる状態のこと。目的は、個々人の価値観やライフスタイルを尊重しながら、働きやすい環境を整備し、チームや組織のパフォーマンスを高め、それによって新しい価値や成果を創り出し続けていくこと。

施策の方向③ 女性の能力発揮への支援			
番号	具体的施策	内 容	担当課
28	女性の能力発揮・開発や再就職及び新規就業に関する支援	<p>男性中心型労働慣行により能力を発揮・開発される機会が得られにくい状況に置かれてきた女性がより活躍できる環境整備の促進を図ることを前提に、働く女性の学習機会の提供・情報提供などを通じた支援を関係機関・団体等と連携して行います。</p> <p>また、新規就業・再就職希望者に対する情報提供や継続支援、仕事と生活の両立のための相談や研修機会等を提供します。</p> <p>市役所においては、市職員の女性の能力発揮・開発について女性の職業生活における活躍の推進に係る「特定事業主行動計画」に基づき推進します。</p>	総務課 企画課 商工観光課 農林水産課
29	農林水産業の女性による起業・コミュニティ・ビジネス等の支援	<p>農林水産業の分野において、豊かな地域資源を生かしたコミュニティ・ビジネス※11について、生産と消費双方の実感を有する女性の6次産業化等への起業支援や男性中心、世帯単位の傾向になりがちな新規就農に係る施策の実施にあたって、個人としての女性のニーズにも対応できるよう男女共同参画の視点での配慮を行います。</p>	農林水産課
30	地方創生等における女性の活躍推進	<p>地域における女性の活躍推進は、企業活動、行政、地域等の現場に多様な価値観や創意工夫をもたらします。そのため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく地方創生に向け、男女共同参画の視点を踏まえた女性の活躍や起業支援に取り組みます。</p>	企画課 商工観光課

※11 コミュニティ・ビジネス

地域が抱える課題を人材、施設等の地域資源を活かしながらビジネス的な手法によって解決しようとする事業のこと。



重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

誰もが安心・安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪の暴力の被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

平成28年度の市民意識調査では、身体的、精神的、経済的、性的暴力を配偶者や親しい異性から受けた女性の33.6%は「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており、暴力が潜在化している状況があります。

ハラスメント行為は、職場だけでなく、地域や学校などあらゆる場で起こる可能性があります。

こうした行為が個人の尊厳を傷つけ、人権にかかわる問題であることへの理解を深める取組を推進する必要があります。

また、近年は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）※12など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、子ども・若者が当事者となりやすい性犯罪・交際相手からの暴力（デートDV）などが問題になっていることから若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。

このような現状を踏まえ、暴力の社会的背景や構造的な問題について正しい理解を深める啓発活動を実施し、あらゆる暴力を容認しない意識の醸成を図るとともに、配偶者暴力相談支援センターなど相談窓口の周知と被害者が相談しやすい相談体制の充実を図り、被害者の潜在化の防止に取り組みます。

また、被害者が子ども、高齢者、障がい者、外国人等である場合は、その背景事情に十分配慮し、被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性に応じて、きめ細かく対応する視点が不可欠です。そのため、関係機関と連携強化を図り、被害者の立場に立った切れ目のない支援を総合的に推進します。



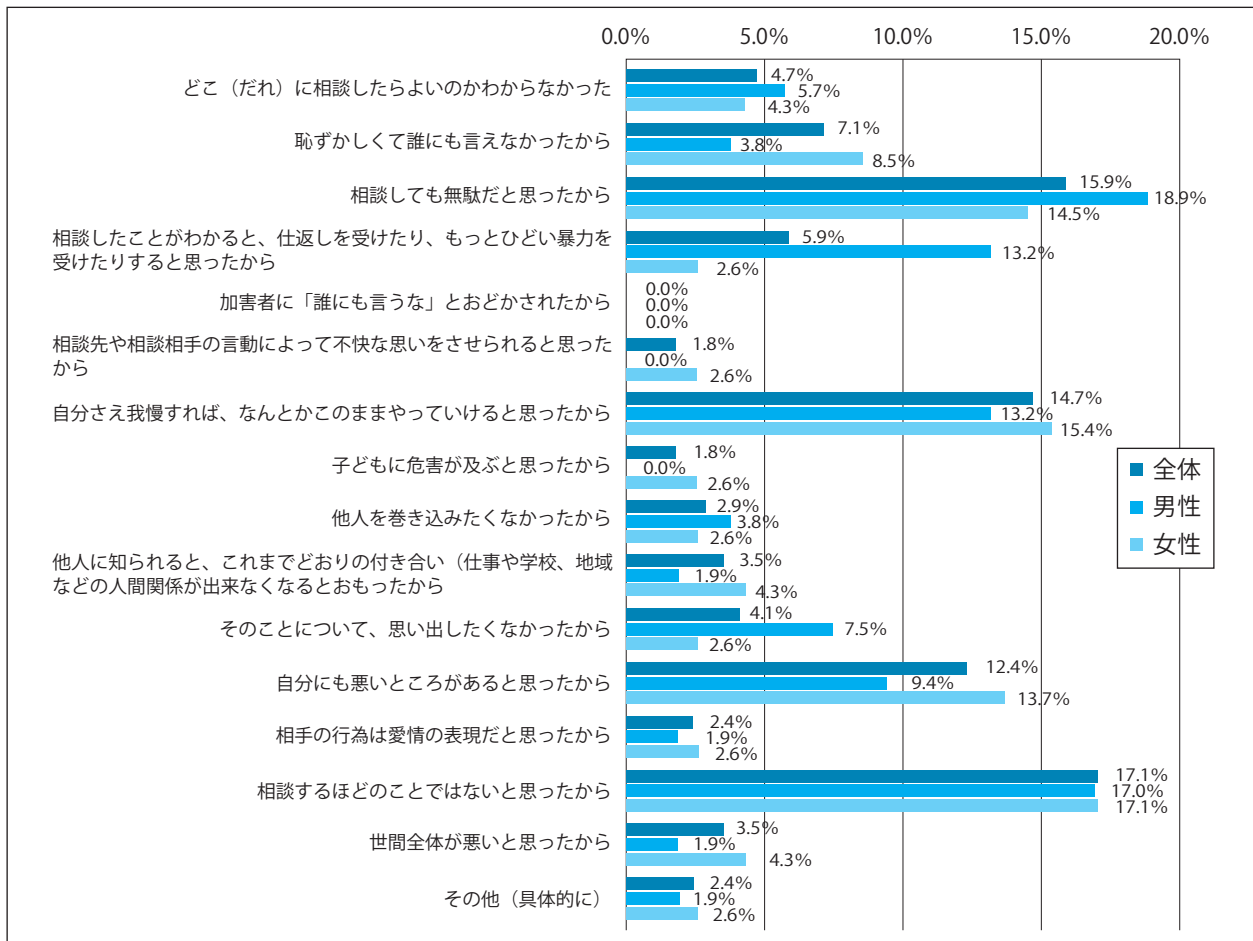
女性に対する暴力根絶
のためのシンボルマーク

※12 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

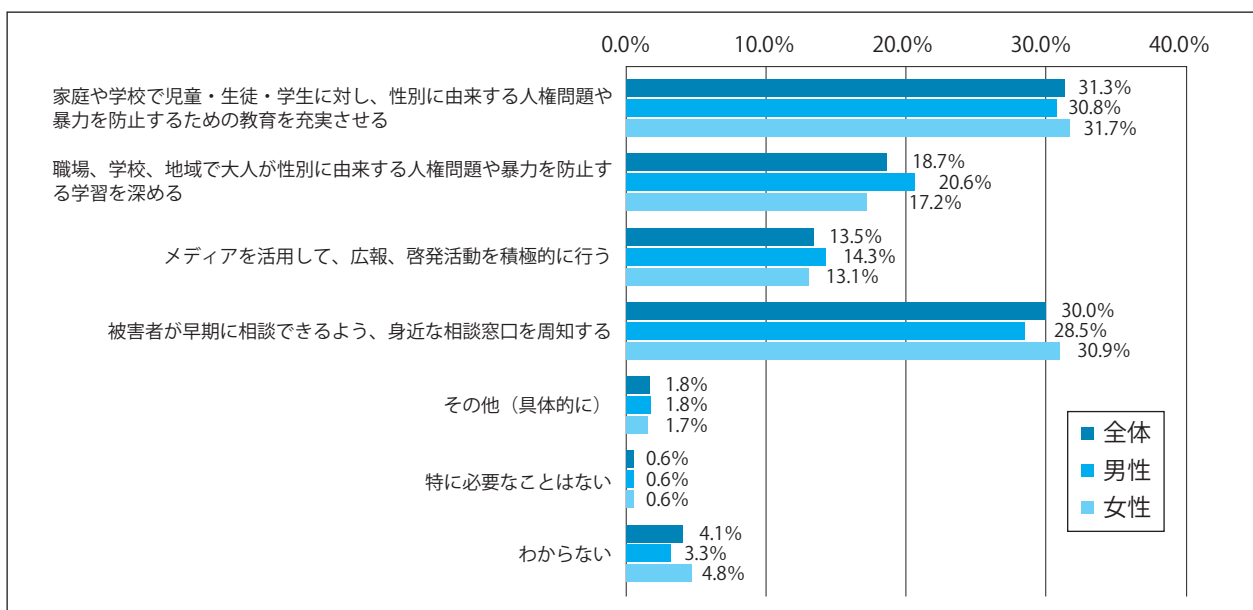


10歳代や20歳代に交際相手から暴力を受けた方または、配偶者から暴力を受けた方で、だれにも相談しなかった理由(複数回答)



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査

テレビ・新聞・雑誌・雑誌・インターネットなどのメディアにおける性・暴力表現について考えること(複数回答)



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



施策の方向① 男女の人権が尊重される意識づくり			
番号	具体的施策	内 容	担当課
31	暴力を容認しない意識の醸成	<p>女性に対するあらゆる暴力は、基本的人権を侵害する行為であり、その背景には性別に起因する偏見・差別等社会環境によって作りだされていく人権に係る諸問題があり、人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さない意識の醸成を図ります。</p> <p>また、子どもの頃から暴力を許さない価値意識の醸成の取組と問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションを身につける必要があります、その成長過程にかかわる人の影響も大きいことから家庭・学校・職場・地域などあらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する教育・学習と広報・啓発活動に取り組みます。合わせて、若者が当事者となりやすい性犯罪や交際相手からの暴力（デートDV）の予防・防止に向けた教育・啓発にも取り組みます。</p>	総務課 企画課 市民生活課 福祉課 社会教育課 学校教育課
施策の方向② 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
32	「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づく総合的施策の推進と関係機関、団体等との連携強化	<p>配偶者等からの暴力は、依然として個人的な問題として捉えられる傾向にあり「どこにもだれにも相談していない」被害者の潜在化が課題です。</p> <p>そのため「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」に基づき配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、関係機関・団体等との連携の強化を図ります。</p> <p>さらに、適切・迅速に相談から保護へとつながるよう関係法令や相談窓口の広報周知に取り組みます。</p>	企画課 福祉課
33	安心して相談できる相談体制の充実	<p>相談の質の向上を図り、多様な相談ニーズに対応するため関係課、支援関係機関・団体等との速やかな連携が図られるよう研修の実施や体制の整備に取り組みます。</p> <p>また、相談者へのより良い支援が行えるよう相談員の安全・ケアに配慮します。</p>	企画課 福祉課

34	被害者の安全を確保する対応と心身の回復と自立への支援及び家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	<p>安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関等との連携により一時保護施設への入所等適切な保護を行うとともに、被害者の関係者や支援者の安全確保に努めます。</p> <p>さらに、被害者が心身の健康を回復するため、関係課・機関、配偶者暴力相談支援センター等が連携して専門的ケアを受けられるようにするとともに、被害者の自立した生活を支援するための就業、住宅の確保や諸支援制度の利用等を支援します。</p> <p>また、子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。配偶者等に対する暴力によって心理的外傷を受けている子どもを早期に発見し、関係機関と連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。</p>	企画課 福祉課 健康保険課 建設課 学校教育課 教育総務課
施策の方向③ 性犯罪・ストーカー行為・セクハラ等への対策及び被害者支援			
番号	具体的施策	内 容	担当課
35	性犯罪やストーカー被害者への適切な対応	生活の平穏を害し、人間の尊厳を傷つける性犯罪・ストーカーの被害者に対しては、関係機関との連携を図り、本人の安全確保を最優先とし、被害者の立場に立った迅速・的確な支援を行います。	福祉課
36	セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発や情報提供	セクシュアル・ハラスメントは、個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的な問題であるという理解を広め、その防止啓発や被害者支援などの取組を総合的に推進します。	企画課 福祉課



重点目標5 生涯を通じた男女の健康支援

(現状と課題)

男女共同参画社会の形成にあたっては、性別に関わらず誰もが、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野において主体的に行動するための基盤となる心身の健康に関する取組は重要です。

そのためには、男女がそれぞれの性にかかわる身体的特徴に理解を深め、心身の健康についての正しい知識と情報を入手することにより、健康を享受できるよう支援することが必要であり、特に女性においては、妊娠・出産や更年期疾患を経験する可能性もあるなど生涯をとおして男性とは異なる健康上の問題に直面することについて「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」※13（性と生殖に関する健康と権利）に基づく十分な配慮が必要です。

しかしながら、望まない妊娠や若年層を中心とする性感染症の実態等様々な課題があり、その背景には性についての正しい理解の浸透と男女が互いの性を尊重する意識不足があります。

さらに近年は、女性の就業等の増加、晩婚化等婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康にかかわる問題の変化に応じた対応が求められています。

一方男性は、経済、生活問題や勤務問題、または「男性としてのあるべき姿」に縛られ問題を一人で抱え込むなど精神的に孤立しやすい傾向があり、男女の生活習慣や意識、就労、生活環境の違いも踏まえた健康支援の必要があります。

そのため、誰もがその生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好な状態を享受した安全・安心でより良い生活を送ることができるよう、男女共同参画の視点に立った生涯を通じた心身の健康に関する支援を行い、多様なライフサイクルに対応できるよう総合的な施策の展開に取り組みます。

※13 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年度(1994年度)の国際人口/開発会議の「行動計画」及び平成7年度(1995年度)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされています。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされています。

(国第4次男女共同参画基本計画)

施策の方向① 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援			
番号	具体的施策	内 容	担当課
37	男女の身体的違いやニーズを踏まえた心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供及び健康づくり支援	男女の身体的違いや生活習慣等に配慮し、男女が生涯を通じて、その健康状態に応じて適切な自己管理を行うことができるよう健康づくりに関する情報や健診（検診）、健康相談、食育等の機会を拡充します。	健康保険課 学校教育課
38	性別や男女のニーズに応じた健診（検診）の環境整備	性別に応じた的確な健康支援が受けられるよう普及啓発に取り組みます。また、女性特有のがんである乳がんや子宮頸がんの早期発見、予防のための普及啓発、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、男女が受診しやすい環境整備に取り組みます。	健康保険課
39	男女の生涯を通じた健康づくりのための、運動習慣の定着と指導者の育成	男女の健康状況や運動習慣が異なることなどを踏まえ、誰もが運動できる、性別や年代に対応した運動情報や運動機会の提供に取り組みます。	地域づくり課 健康保険課 社会教育課
施策の方向② 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
40	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての正しい理解の普及啓発	男女共同参画社会の形成に向けた基盤的課題である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）についての正しい理解の浸透を図るために、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く市民全体への理解の浸透に取り組みます。	企画課 健康保険課
41	妊娠・出産期における健康管理の充実や不妊治療に対する支援の充実	安心して妊娠・出産ができるように、生活状況・経済状況・健康管理の支援を充実させるための母子手帳交付や健診時の保健指導を実施します。 不妊治療の経済的負担の軽減を図るための助成を行います。併せて、男女からの不妊に対する相談に「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（「性と生殖に関する健康と権利」の視点に留意して対応するなど関係機関との連携を図り不妊に関する情報提供に努めます。	健康保険課



42	性に関する正しい知識の普及	<p>個人が、自らの将来のデザインを主体的に描き、妊娠・出産等についての希望を実現することができるよう性に関して正しい知識を身につけ、適切な行動をとることができるようにするため、学校において関係機関と連携して、人権を尊重し、男女平等を基盤とする男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。</p> <p>また、エイズ等の性感染症の罹患率、人口妊娠中絶の実施率等の動向を踏まえつつ、若い男女を中心に予防に関する情報提供等の啓発に取り組みます。</p>	健康保険課 学校教育課
----	---------------	--	----------------

重点目標6**生活上の困難を抱えやすい女性等が
安心して暮らせる 環境の整備**

(現状と課題)

平成28年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」において、生活の中での不安や悩みについて尋ねたところ、「特になかった」と回答した人はわずか5.5%であり、ほとんどの人が何らかの複合的な悩みを抱えていることが分かりました。

非正規雇用労働者やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人の増加がみられる中、女性は出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用労働者が多いこと賃金等の処遇に男女格差があること配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで、特に、相対的貧困率は、高齢者単身女性世帯と母子世帯で最も高くなっており、男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

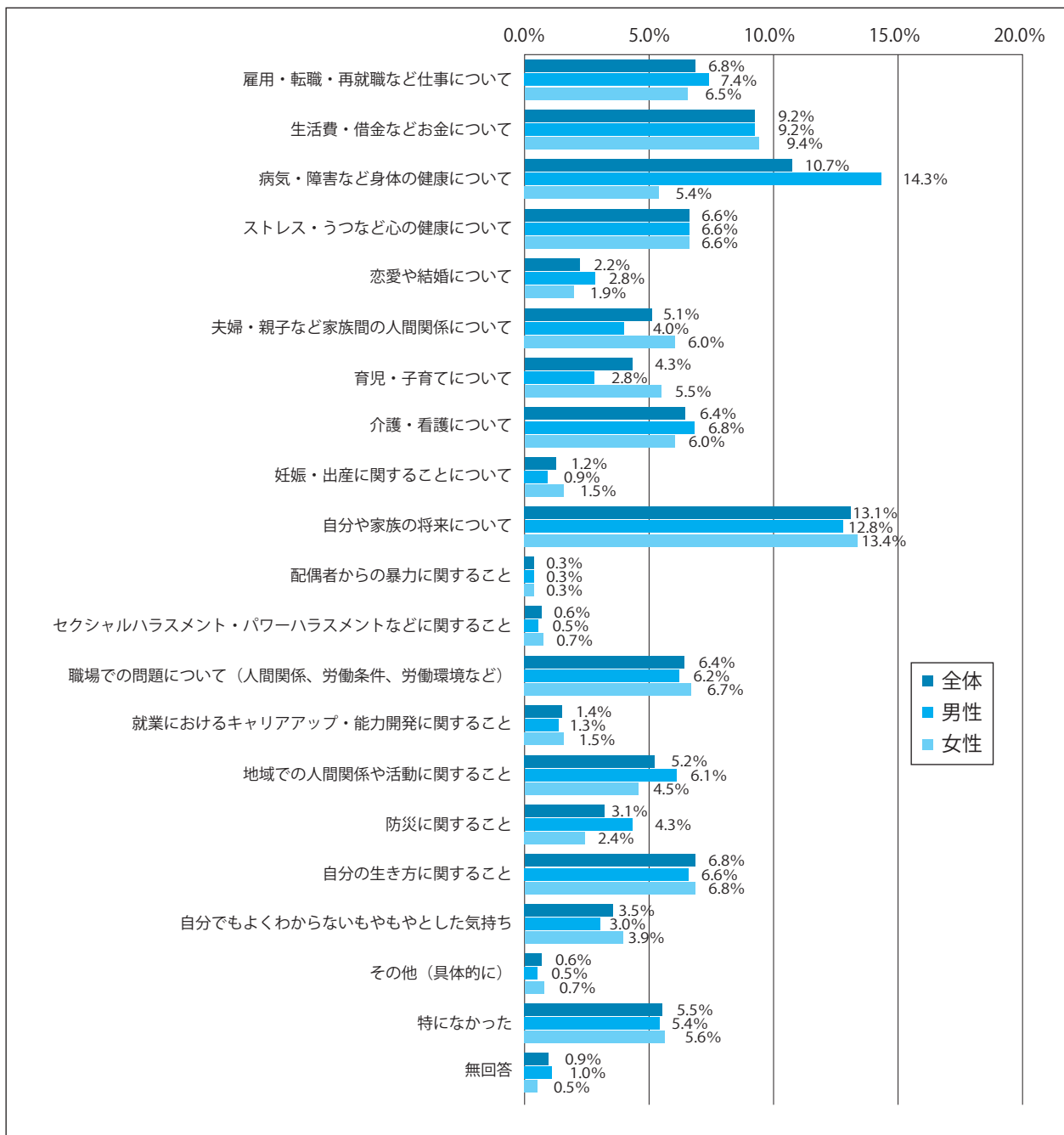
また、無自覚・無意識による性別ゆえの偏見や対応により、直面する様々な生活上の困難に置かれる場合があり、障害のある女性や外国人の女性などは、女性であるということによって困難を複合的に抱える場合が少なくありません。

さらに若年層においても、社会的孤立や未就労、非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており、その要因として、女性のみならず男性にも厳しい雇用環境が拡大していることや、男性の単身世帯や父子世帯、介護中の男性の中には、地域からの孤立等の問題を抱える人もおり、この状況は今後さらに深刻化する傾向にあることが心配されますが、これらの背景には、固定的性別役割分担意識に基づく男性の地域や家庭との関わり方や仕事優先の働き方があります。

家族形態の多様化等への対応は、団塊世代の全ての人が後期高齢者となる2025年（平成37年）に向けても喫緊の課題であり、生活上の困難や課題に直面している人が、安心して暮らせるためには、多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や、男女共同参画の視点に立ったきめ細かな自立支援施策の展開等による環境整備が求められます。



1年間の生活の中での不安や悩みについて(複数回答)



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



施策の方向① ひとり親家庭等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内 容	担当課
43	ひとり親家庭等への生活支援及び自立支援	<p>ひとり親家庭は、経済、子どもの教育、健康面等で生活上の困難や課題を抱えやすく、仕事と家庭の両立も難しいことなどから、個々の状況に応じた子育て、就業、経済面等の総合的な支援が要請されます。特に女性は、出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多く経済的に困窮しやすいこと、男性は、固定的性別役割分担意識に基づく地域との関わり方や仕事優先の働き方により、地域から孤立しやすいことなどに配慮します。</p> <p>また、ひとり親家庭等の自立を促進するため、各種助成等についての情報提供、助言・支援を行います。</p>	福祉課
施策の方向② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内 容	担当課
44	高齢者の就業促進の支援	<p>年齢に関わりなく働き続けられる社会の実現に向けてシルバー人材センター等を通じた身近な地域で生きがいをもって安心して就業できる多様な機会の提供を図ります。</p> <p>支援にあたっては、一人ひとりの高齢者の現状は若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で、それぞれの人の生活実態や価値観、自らの状況に対する認識、身体的機能等の違いに配慮します。</p>	商工観光課 農林水産課
45	性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した高齢者の自立に向けた生活支援	<p>高齢者が不安を抱えず安心して暮らせるよう高齢者の孤立化の防止に向けて地域コミュニティと連携するなど地域全体で高齢者を見守る支援体制の整備を図るとともに、高齢者の社会参加を促進する生きがいづくりを支援します。</p> <p>その際、高齢男女のニーズを踏まえて一人ひとりの生活実態の違いに配慮します。さらに、高齢者の安心・安全に配慮した道路や公共施設の社会基盤整備等に男女共同参画の視点による高齢者に優しい生活環境の整備を進めます。</p>	地域づくり課 福祉課 健康保険課 介護保険課 建設課



46	男女の身体的特徴や性別に配慮した介護等に係る取組など人権を尊重する介護の質の向上の促進	高齢者や障がいのある人の人権を尊重し、男女の身体的特徴の違いに配慮した介護予防対策、介助サービスの提供等をおして介助・介護の質の向上を図ります。また、広く男女を対象に介助・介護知識、技術の普及を図るとともに、住民参加を基本とする地域の支え合いの仕組みづくりを進め、家族等の負担軽減に努めます。その際、地域から孤立する家族等へ配慮し、介助・介護に必要な家事等に困難を抱えていたり、地域との関わりが希薄であるため支援を求めることができない状況にある男性家族等への対応にも留意します。	福祉課 健康保険課 介護保険課
47	障がいのある人の性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「障害者総合支援法」を踏まえ、障がい者が、必要とする支援を受けつつ、自立と社会参画の実現を図っていくことを基本として、障がい者の就業支援や相談支援など地域生活支援の提供体制の整備を進めます。その際、障がいに加えて、性別を起因とする複合的な困難な状況について留意します。さらに、障がいのある方の安心・安全に配慮した道路や公共施設等の社会基盤整備等に男女共同参画の視点を立てて障がいのある方に優しい生活環境の整備を進めます。	福祉課 建設課
施策の方向③ 困難な状況に置かれる若者等の自立に向けた環境づくり			
番号	具体的施策	内 容	担当課
48	困難な状況にある若者等の自立に向けた切れ目の無い支援と若者の自立に向けた力を高める取組の推進	中途退学者や未就職卒業者、フリーターを含む非正規雇用で働く若者やニート・ひきこもり等困難な状況にある若者が増加している背景には、固定的性別役割分担意識を背景に、男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。困難な状況である若者等が、自立に向けて社会生活を円滑に営むことができるよう関係機関・団体等、多様な主体間の連携により、複数の支援を組み合わせるなど一人ひとりの実情にあった切れ目の無い支援に取り組みます。支援にあたっては、性別にかかわらず多様な生き方・働き方を尊重し、個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。その際、特に女性については「家事手伝い」として括られることによりこれらの問題が潜在化する傾向にあることに留意します。	福祉課

施策の方向④ 外国人が安心して暮らせる環境づくり			
番号	具体的施策	内 容	担当課
49	地域に暮らす外国人に対する情報提供や相談体制の充実及び交流の促進	<p>多言語による生活情報等について、ホームページや印刷物の設置により広く提供するとともに、国際交流員や関係団体との連携のもと、生活等に関する相談に対応します。</p> <p>また、地域に暮らす外国人の女性等が地域の一員として積極的に参画できるよう相互理解と交流を促進します。</p>	総務課 企画課
施策の方向⑤ 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護支援の充実			
番号	具体的施策	内 容	担当課
50	地域社会全体で子育てや介護等を支える取組の促進	<p>男女とも子育てや介護などに関わりながらの「仕事と生活の調和」の実現は、男女共同参画社会の基盤です。家族形態が多様化する中、固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行により、子育てや介護などの負担が生活に影響を及ぼし、不安を抱えて孤立するなど困難な状況に置かれる人が増加する傾向にあります。子育てや介護等について、地域社会全体で支え合い、支援するための取組を関係機関・団体と連携して進めます。</p> <p>さらに、社会状況の変化に伴い、生活上の困難を複合的に抱える相談者が適切な相談が受けられるよう各種相談窓口において多面的な視点で対応します。</p>	地域づくり課 福祉課 健康保険課 介護保険課 社会教育課 学校教育課



重点目標7 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

(現状と課題)

男女共同参画社会の形成にあたっては、人々にとって最も身近な暮らしの場である地域での取組が重要ですが、平成28年度の市民意識調査では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強くあり、それに基づく慣習・慣行が方針決定の場への女性をはじめとする多様な人の参画を阻む要因となっています。

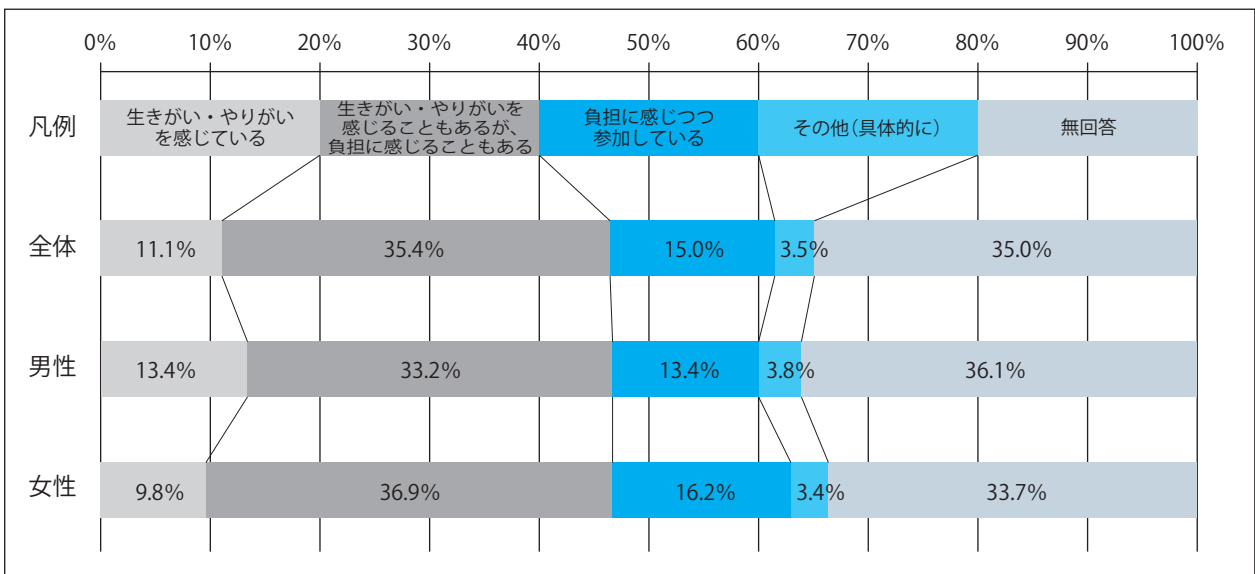
一方、人々の暮らしの基盤となる地域生活には、行政サービスのみでは対応が難しい多様で複雑な生活上の困難を抱える人が増えている現状があり、住民による「共助」の力として、地域コミュニティに期待される役割は大きくなっています。

しかし、地域コミュニティにおける組織が、慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると、住民の家族形態やライフスタイルの多用化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり、若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく、地域活動への参加の機会を阻む要因にもなりかねません。

また、災害が発生すると、平時の固定的性別役割分担意識が強化され、男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが、被災者をさらに困難な状況に追い込み、その回復や復興を遅らせることがあります。そのため、男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

今後、「公助」のみでは担いきれない地域課題の解決に向けた地域コミュニティにおける様々な「共助」の取組を、確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現に繋げていくためには、性別や年齢、障がいの有無等を越えて、様々な立場を生きる人々がともに生きていくことを支えるといった人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点に立った「協働」による取組が必要です。

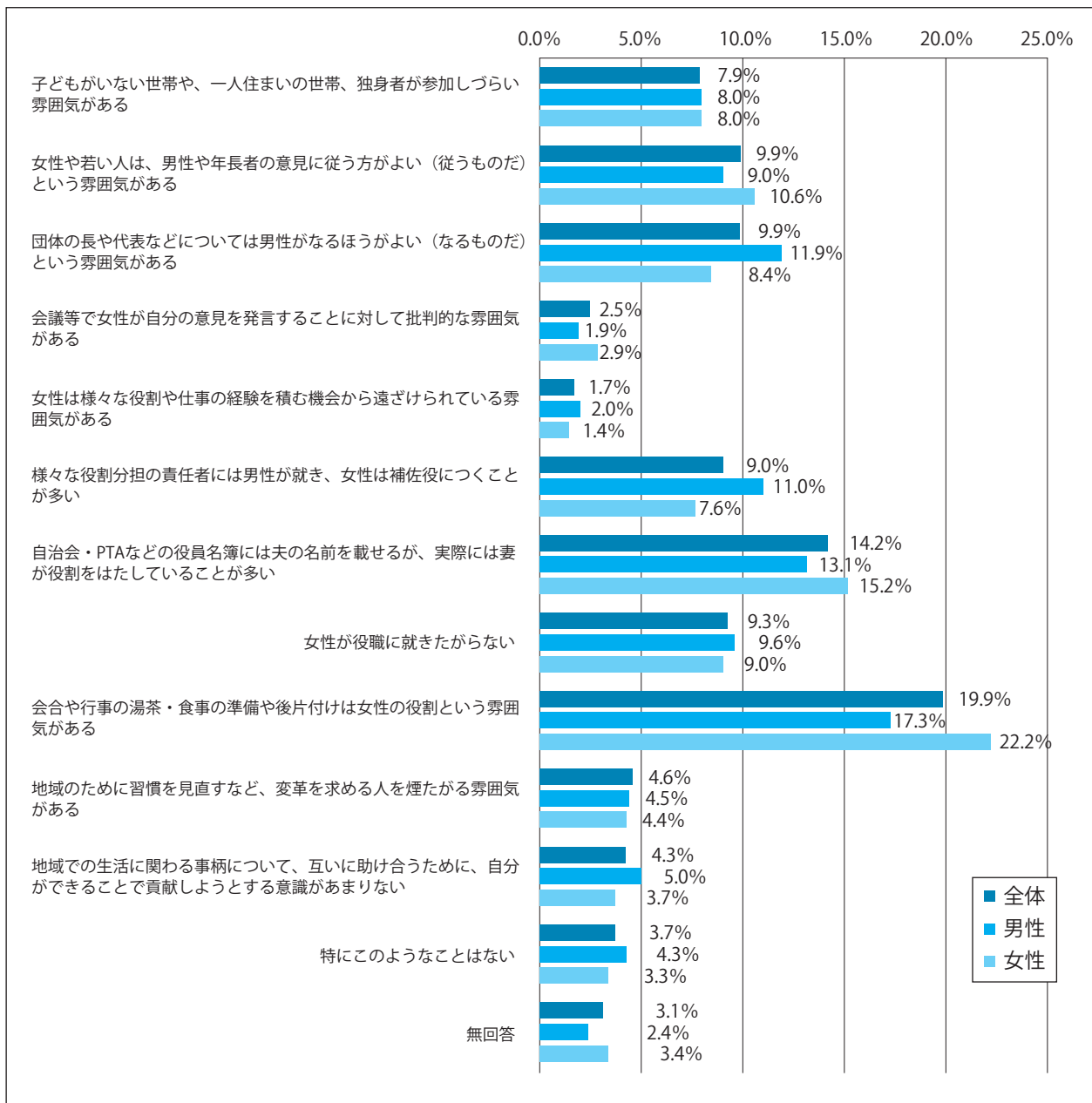
地域活動に参加しているお気持ちについて



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



地域の活動で、次のような雰囲気や慣習がありますか



資料：平成28年度日置市男女共同参画に関する市民意識調査



施策の方向① 男女共同参画の視点に立った地域コミュニティの形成に向けた基盤づくりと地域コミュニティ活動の促進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
(再掲) 3	地域における男女共同参画の推進を担う人材の育成と活用	地域で男女共同参画を推進する人材を育成するとともに、地域での人々の暮らしにおける男女共同参画の学習機会や情報提供による啓発等の活動を支援します。	企画課 地域づくり課
(再掲) 15	地区公民館・自治会等地域に根ざした組織の地域活動における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る取組の推進	地域の多様化と持続可能な地域の活力を担うコミュニティづくりのため、地区公民館・自治会等における方針決定過程への女性の参画の拡大を図る必要があります。そのため、固定的性別役割分担意識に基づく運営・活動のあり方等慣行の見直しに向けた意識啓発を図ります。	地域づくり課
51	男女共同参画の視点に立った人々の安全・安心に係る活動の推進	地域における防犯活動や子育て支援・高齢者見守りなど地域住民の「共助」が要請される多様な地域課題に対応するため、住民自治に根差した地域住民間の交流と地域協働を促進し、多様な生活形態、家族形態を包含する地域コミュニティ構築に向けて、そのあり方について男女共同参画の視点が反映されるよう学習機会の提供や情報提供等の啓発に取り組みます。	地域づくり課
52	「男女共同参画の視点」と「協働」の手法を活用した地域づくりに関する学習の推進	多様化・複雑化する地域課題解決に向けた地域づくりには、「男女共同参画の視点」と「協働」の手法の活用が必要です。また、地域づくりを担う主体として重要な自治会やNPO等における地域づくりのリーダーの養成も重要な課題です。そのため、県・関係機関・団体等と連携・協働し地域づくりに関する研修の実施など学習機会の提供に取り組みます。	地域づくり課
施策の方向② 男女共同参画の視点に立った防災体制の推進			
番号	具体的施策	内 容	担当課
53	地域における生活者の多様な視点を反映した地域防災における取組の推進	地域の防災向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に向けて、地域防災に関する対策・方針決定過程及び自主防災組織への女性の参画の推進を図ります。 また、被災時には男性・女性、子育てをしているものなど多様な被災者のニーズに配慮する男女共同参画の視点を踏まえた避難所運営に努めます。	総務課 消防本部

第4章 計画の推進体制

この計画に策定された施策を着実に推進するために、市の推進体制の充実を図り、適切な進行管理を行うとともに、国・県その他関係機関等との連携を深め、市民・事業者等との協働による取組を進めます。

市役所全庁にわたって実施する各施策は、男女共同参画社会基本法の基本理念に対応し、男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼす「基本的施策」と各施策が実施された結果、間接的に影響を及ぼす「男女共同参画関連施策」とがあります。本計画の「具体的施策」を所管する各課においては、男女共同参画社会の形成を「促進する」よう、また「阻害しない」よう施策の実施にあたって「男女共同参画の視点」での「配慮」を行い、本計画の施策を進めます。

1 市の推進体制の充実

(1) 日置市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、市の男女共同参画関連施策を総合的に推進するため、市長を本部長とした日置市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内全課による横断的な体制を構築（部会等の設置）し、計画を積極的かつ弾力的に進めるための推進体制の整備を図ります。

(2) 男女共同参画推進懇話会の運営

「日置市男女共同参画推進懇話会設置要綱」に基づき、男女共同参画推進懇話会において、基本計画の策定、市の施策の進捗状況の確認など、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・検討を行うとともに、必要に応じて政策の提言を行います。

(3) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）※14の推進

あらゆる分野への男女共同参画の促進を図るために、戦略的取組を選定するなどより一層の積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の視点を導入し、施策を推進します。

(4) 庁内全課で構成する部会等での定期的な分析・評価の実施

計画に基づく市の取組を確認するために設定する指標の進捗や各施策の推進状況について、庁内全課で構成する部会等において定期的に分析・評価を行い、施策を効果的に促進します。

※14 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

男女共同参画社会の形成において、社会的・経済的な格差が現実に存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の均等」は形式的なものにすぎず、この機会の利用は現実には困難なことも多々ある。個々の活動の場において少数の性の側が置かれた状況を考慮して、それらのものに現実に機会を利用しうるような実質的な「機会の平等」が求められる。この実質的な機会の平等を担保するための措置が、積極的改善措置であり、女性だけでなく、男性も対象としており、国、地方公共団体の「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」に必ず含まれる。

（男女共同参画社会基本法第2条による用語の定義）



(5) 男女共同参画を推進する活動拠点の機能充実

日置市女性センターを男女共同参画推進の総合的な拠点として、広報・啓発、人材の育成、団体の活動支援、情報提供、相談等の機能の充実を図り、それらの有機的な連携により地域へ効果的に推進します。

事業実施に当っては、地区公民館等と連携しながら、女性センターから遠隔地に住む市民の学習や相談等の機会を確保することに配慮します。

(6) 男女共同参画条例（仮称）の整備に向けた研究等

男女共同参画を推進する条例の制定に向けて市の特性や実情を男女共同参画参画推進懇話会とともに研究します。

また、男女共同参画社会の形成についての市の実態把握のために、市民意識調査の実施や男女共同参画社会の形成の促進に関する情報を収集し、市民へ提供します。

2 連携・協働

(1) 市民・事業者・各種団体との連携・協働

男女共同参画社会の形成の促進に向けて、市民をはじめ事業者、各種団体との連携・協働により地域社会と一体となった取組を進めます。

(2) 国・県・他市町村・関係機関及び県男女共同参画地域推進員^{※15}との連携

男女共同参画社会の形成の促進に向けては、国や県の動きと連動しながら進める必要があるため、この計画の推進に当たって、国・県・他市町村・関係機関との連携による取組を進めます。

また、鹿児島県男女共同参画地域推進員と連携し、地域における男女共同参画の促進に取り組みます。

3 進行管理

計画の進行管理は、計画に基づく施策の実施に当って「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画の視点」が確実に反映されるよう施策の進行管理を徹底します。

本計画の数値目標や実施事業の進捗状況について、調査と評価（進行管理）を行い、その結果を庁内の横断的な部会等で調査・検討し、男女共同参画推進本部において内部評価として集約します。

この内部評価結果を男女共同参画推進懇話会に報告し、意見を聴取した上でとりまとめた課題について、それら課題に係る事項を所管する課へその改善を要請します。

また、男女共同参画の市の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、市民に公表します。

※15 鹿児島県男女共同参画地域推進員

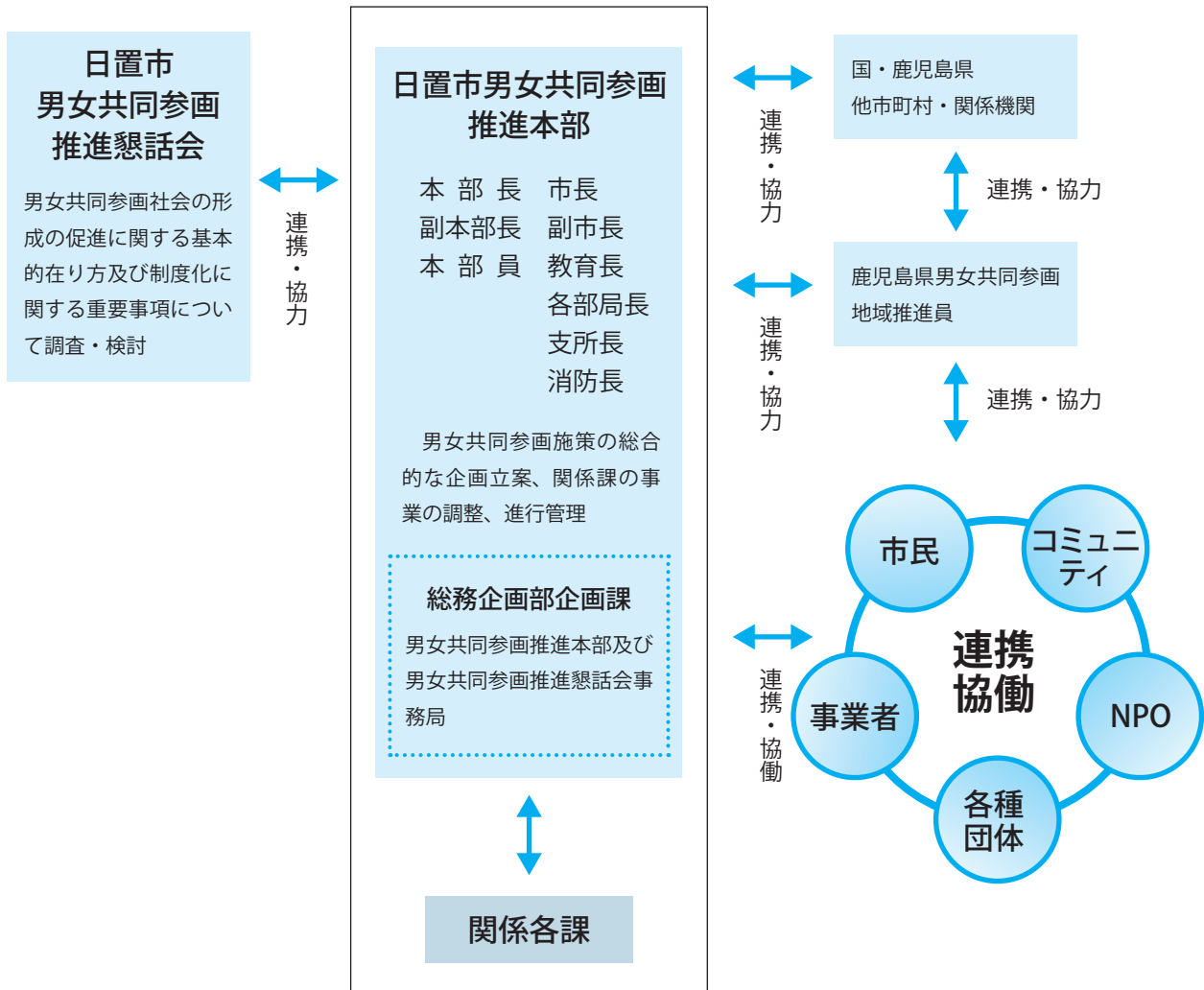
県より委嘱されて、県内の各地域において男女共同参画社会の形成に関する理解の浸透を図るために、各地域の実情や特性を踏まえて地域の中で男女共同参画に関する普及・啓発や県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供、男女共同参画施策の推進への支援・協力など男女共同参画を推進するために必要な活動を行っている。

日置市男女共同参画基本計画の推進体制

第2次日置市総合計画
 (住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち 日置)

男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会基本法
 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律





第2次 日置市男女共同参画基本計画における数値目標

番号	重点目標	設定項目	直近値		目標値		所管課等
			数値	年度	数値	年度	
1	1	「家庭生活」「職場」「地域社会」の各分野で男女の地位が平等であると思う人の割合	25%~35%	28	50%	35	企画課
2	1	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	61.9%	28	90%	35	企画課
3	1	自分のことが好きな子どもの割合(中学生)	21.4%	25	増加	31	健康保険課
4	2	市の管理的地位(課長相当職以上)に占める女性職員の割合(一般行政職)	5.6%	28	10%	32	総務課
5	2	市の審議会等委員への女性の登用率	23.1%	28	30%	35	関係課
6	3	女性農業経営士の認定者数	21人	28	24人	35	農林水産課
7	3	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)という用語を知っている人の割合	29.8%	28	60%	35	企画課
8	3	保育所等待機児童数	0人	28	0人	35	福祉課
9	3	市の男性職員の育児休業取得率	7.7%	28	13%	32	総務課
10	3	配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率	69.2%	28	100%	32	総務課
11	4	「配偶者暴力防止法」(DV防止法)を知っている人の割合	73%	28	100%	35	企画課
12	5	妊娠満11週以内での妊娠届出率	90.4%	25	増加	31	健康保険課
13	5	子宮頸がん検診受診率(20歳~)	20.1%	27	50%	38	健康保険課
14	5	乳がん検診受診率(40歳~)	18.5%	27	50%	38	健康保険課
15	5	特定健診の受診率	68.1%	27	70%	38	健康保険課
16	5	特定保健指導の実施率	48.0%	27	60%	37	健康保険課
17	7	防災会議の委員に占める女性の割合	10.8%	28	21%	35	総務課
18	全	「日置市女性センター」を知っている人の割合	37.8%	28	60%	35	企画課

※目標値は主として各担当課策定の計画目標数値及び最終年度

日置市

配偶者等からの暴力防止及び
被害者支援計画



●●●●●●●● 目 次 ●●●●●●●●

●● 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	45
2 計画の基本的な考え方	45
3 計画の性格	46
4 計画の期間	46

●● 第2章 配偶者等からの暴力について

1 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）とは	47
(1) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の形態	
(2) 配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）の特徴	
(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4) 根底にある男女の不平等な関係	
2 配偶者等からの暴力の現状	47
(1) 配偶者等からの暴力の被害経験	
(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験	
3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状	48
(1) 国における取組	
(2) 鹿児島県における取組	
(3) 本市における取組	

●● 第3章 計画の体系

.....50

●● 第4章 計画の内容

.....51

女性に対する暴力 相談窓口	62
---------------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、その被害者は、多くの場合女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。そのため市民一人ひとりが暴力を許さない社会づくりに努めるとともに国、県及び近隣自治体並びに関係機関・団体と連携・協力を図り、一体となって配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に総合的かつ計画的に取り組むため、「日置市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画（以下「日置市DV防止基本計画」という。）を策定します。

2 計画の基本的な考え方

めざすべき姿

暴力を許さない、誰もが安心して暮らせるまちづくり

○ 基本理念 ○

- 全ての人は、安全な環境で安心した生活を送ることができ、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利を有しています。
- 配偶者等からの暴力は、「家庭内の問題」や「個人的な問題」にとどまらず、「社会的問題」です。
- 配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する行為です。
- 配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その背景には、男女の不平等な関係があることから、その根絶に向けては、人権の確立と男女平等の実現が不可欠です。
- 配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障がいの有無を問わずその人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- 国、県及び近隣自治体と、連携・協力を図りながら、配偶者等からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。



3 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画として策定します。
- (2) 計画に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のために施策を実施するとともに市民に対して、この計画の趣旨に沿った取組みに理解と協力を求めます。
- (3) 配偶者等からの暴力に係る被害者の相談、保護、支援等に職務上関係のある者及び民間の支援機関は、連携・協力のもと、この計画の趣旨に沿った取組みを積極的に行います。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成30年度を初年度とする平成35年度までの6年間とします。ただし、配偶者暴力防止法が改正された場合や、国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 配偶者等からの暴力について

1 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)とは

(1) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)の形態

配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人など、親密な関係にある、またはあった者からふるわれる暴力のことです。配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動により相手の心を傷つけるなど精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要するなど性的な暴力、経済力を奪うなど経済的な暴力のように様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見の困難なところで行われることが多いことや、「家庭内の問題」、「個人的な問題」という社会的な無理解により潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化ならびに継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス/DV)は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

男女の固定的な性別役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性蔑視の意識や、夫が妻に暴力をふるうのはある程度仕方ないといった考え方などが社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2 配偶者等からの暴力の現状

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

平成28年度に実施した「日置市男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験が一度でもあると答えた人は、16.7%となっており、約6人に1人が配偶者等からの暴力を経験しています。また、県警本部による鹿児島県の平成28年中の配偶者暴力事案認知状況は396件となっており、被害者のほとんどが女性です。

(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

平成28年度に実施した「日置市男女共同参画社会についての市民意識調査」によると、配偶者等から暴力を受けた経験がある女性に、その相談先についてたずねたところ、「どこにも、だれにも相談しなかった(できなかった)」と回答した人が33.6%と最も高く、暴力が潜在化しやすい傾向にあることが分かりました。



3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

(1) 国における取組

平成13年4月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制が整備され「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）が制定されました。これにより、配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。また、DV防止法の規定については、施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案、検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じるという附則に基づき、平成16年及び平成19年並びに平成26年の3回にわたり改正が行われました。

●平成16年改正●

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大（身体的暴力、経済的暴力や社会的暴力等を含む精神的暴力、性的暴力）
- 2 保護命令制度の拡大（保護命令対象→配偶者・元配偶者、接近禁止命令対象→被害者・被害者と同居する子、退去命令→期間拡大・範囲が住居と住居付近まで）
- 3 被害者の自立支援を明記
- 4 国による基本方針の策定
- 5 都道府県基本計画の策定（義務）
- 6 市町村で配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすことが可能となる
- 7 警察官による被害の防止・警察本部長等の援助
- 8 外国人、障がい者等への対応

●平成19年改正●

- 1 市町村基本計画の策定（努力規定）
- 2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正（市町村努力義務、被害者の緊急時安全確保の追加）
- 3 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
- 4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

●平成26年改正●

- 1 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）からの暴力及び被害者を適用対象
- 2 法律名の変更（「等」を追加）
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」

(2) 鹿児島県における取組

平成14年1月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第9条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

平成18年3月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画により、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組みを進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、さらに平成19年には、県内の全ての地域におけるDV被害者の相談・支援体制の充実に資するよう、各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部を配偶者暴力相談支援センターとして指定しました。

平成19年7月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正、平成20年1月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正の内容やこれまでの県の取組み状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実に資するために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行いました。

(3) 日置市における取組

本市では、平成19年10月に福祉課において家庭児童相談員を設置し、夫婦間の暴力の問題について、関係課・機関と連携した相談体制を整備し、対応してきました。

平成23年4月、慣習による性別役割分担意識に起因する社会の諸問題の解決を図るため、日置市男女共同参画相談員設置要綱を施行し、専門相談員（非常勤職員）を配置し相談体制の充実に努めています。

さらには、平成29年4月、福祉課内に「日置市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、関係課・機関と連携し、被害者の二次被害の防止、被害者に対する支援の更なる充実に努めています。

第3章 計画の体系

めざすべき姿

暴力を許さない、誰もが安心して暮らせるまちづくり

重点的に取り組むこと

1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

- (1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- (2) 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
- (3) 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
- (4) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

2 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

- (1) 相談体制の整備と充実
- (2) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- (3) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- (4) 支援者の安全確保

3 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

- (1) 被害者の保護と安全確保
- (2) 通報・通告制度による被害者の保護
- (3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- (4) 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- (5) 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

第4章 計画の内容

[重点的に取り組むこと]

1 いかなる場合にも暴力を許さない社会づくりに向けた取組

(1) 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

① 人権教育・学習の推進

暴力の防止に資するよう、男女共同参画社会基本法の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育を促進するために、学校・家庭・地域・職場における人権に関する広報・啓発に関係団体等と連携して努めます。

② 男女共同参画社会づくりに向けた広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会の形成の阻害要因である固定的性別役割分担意識に焦点を当て、男女共同参画社会についての理解を深めるための研修、講座の開催等広報・啓発活動を積極的に行います。その際、対象によって関心のあるテーマで行うよう関係各課と連携して取組みます。また、特に男性や若い世代、子どもを対象にした取組みの強化に努めます。

③ 法教育の推進

日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために法律を活用し問題解決の力量形成が図れるよう、法律を知る機会の拡大に向け、広報誌や市のホームページ等を活用して法教育を進めます。

④ 「人権週間」における広報・啓発

広報誌や市のホームページ等を活用して「人権週間」の周知に努めます。その際、身近な事例を用いた広報を展開する等、有効な情報発信に努めます。

(2) 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

① 地域における学習機会の提供

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、公民館講座等での啓発活動に努めます。

② 多様な機会をとらえた広報・啓発の推進

配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、広報誌や市のホームページ等を活用した広報を実施するとともに、市民が集まる場において、リーフレットを配布するなど多様な機会をとらえた広報・啓発を進めます。



- ③ 講演会や研修会等の開催による啓発の実施
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、講演会や研修会を実施します。
- ④ 県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県男女共同参画センターや近隣自治体における研修会等の開催日程等の情報提供に努めます。
- ⑤ 各種団体の研修会等の機会を活用した啓発の推進
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、各種団体の研修会、講座、定例会の機会を活用して国・県・関係機関等が作成したリーフレットを配布するなど啓発活動を進めます。
- ⑥ 書籍やビデオ等関連情報の提供
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、教育機関や各種団体、グループ等に対して、書籍やビデオ等関連情報の提供を行います。
- ⑦ 啓発用リーフレットの活用
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、配偶者等からの暴力を許さないという認識を徹底させるため、県や民間団体等が作成した啓発用リーフレットを配布します。
- ⑧ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報・啓発
配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その防止に向けた市民の取組みを促進するとともに、被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月）に、市女性センター等公共施設で広報・啓発を進めます。
- ⑨ 被害者が自ら配偶者等からの暴力に気づくための啓発活動の推進
配偶者等からの暴力を受けていることを認識していないために、必要な支援が受けられない被害者に対し、被害者にとってより身近で安全な場所にリーフレットや相談窓口一覧カード等を配置し、配偶者等からの暴力についての正しい理解を得るための情報を提供します。

(3) 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

① 問題解決を暴力に頼らない教育の推進

配偶者等からの暴力の根絶を目指すには、発達段階に応じた好機を捉えて暴力的でない考え方や問題解決の方法を身につけることが重要です。個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことの教育・学習の機会を関係機関と連携して提供します。

② 暴力に頼らない問題解決のための広報・啓発の推進

個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を培い、暴力に頼らない問題解決ができるようになるために広報誌等を活用し意識の醸成に努めます。

また、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、広報誌等を活用した広報・啓発に努めます。

(4) デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

① デートDV防止に関する教育・啓発の推進

デートDVの防止に取り組む民間団体とも協働しながら啓発活動や教育関係者を対象としたデートDV防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートDVの防止に向けた取組みを進めます。特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことができるよう学習する機会を関係機関と連携して提供します。

[重点的に取り組むこと]

2 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

(1) 相談体制の整備と充実

① 安心して相談できる体制の整備

安心して相談できるようプライバシーや被害者の心情に配慮し、相談体制の更なる充実を図ります。

② 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報の把握

使用する言語や障がい等に応じた相談対応が可能な機関等の情報を把握し、その機関と確実に連携して対応します。



- ③ 鹿児島県「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」の活用
被害者への適切な対応と支援を行えるよう「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」を支援関係機関に周知するとともに、市職員の職務関係者に配布し活用します。
- ④ 被害者への安全確保に配慮した各種相談窓口の周知
被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口カードやリーフレット等を活用して鹿児島県及び日置市配偶者暴力相談支援センターなどの相談窓口の周知に努めます。
- ⑤ 県DV被害者支援養成講座への支援関係機関職務関係者の派遣
県が開催する被害者支援養成講座について、支援関係機関職務関係者に情報提供するとともに、市職員の職務関係者を派遣します。

(2) 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

- ① 暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ
配偶者等からの暴力の発生及び潜在化を未然に防止するため、地域社会から孤立しやすい家庭に対して、日常的な声掛けや地域活動への参加の誘いなど、孤立化を防ぐ働きかけを行います。
- ② 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進
配偶者等からの暴力の予防・防止の観点から、地域に密着した防犯活動をめざし、安全に関する情報提供を行う等、自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。
- ③ 「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度及び「児童虐待防止法」に基づく通報制度の広報
被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、「配偶者暴力防止法」及び「児童虐待の防止等に関する法律」（以下「児童虐待防止法」という。）に基づく通報・通告制度について、様々な機会を利用して広報に努めます。
- ④ 保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用
医療機関は患者の症状から、保健センターは健康診断や相談を通して、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報するなどの適切な対応がとれるよう「相談対応マニュアル」を活用した情報提供を行います。
- ⑤ 医療機関における診療等を通じた早期発見と積極的な情報提供
医療機関において、緊急性や被害者の心身の状況に応じて被害者の意思を尊重しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行えるよう、制度に係る情報提供等の支援を行います。

⑥ 育児・介護サービスの提供者による早期発見

家庭内の状況を把握しやすい立場にある育児サービスや高齢者・障がい者に対する介護サービスの提供者等の福祉関係者は、潜在化している配偶者等からの暴力の発見者になる可能性が高いため、関わりのある家庭で、配偶者等からの暴力の問題がないかに留意し、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮し、被害者が適切な支援を受けられるよう支援関係機関につなぐなど対応に努めます。

⑦ 母子保健事業を通じた早期発見と被害者や子ども、家族への積極的な働きかけ

緊急性や被害者の心身の状況に応じ、被害者の意思の尊重と守秘義務に配慮しながら、市や警察に通報したり、必要な情報提供を行います。

⑧ 民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応の促進

地域住民にとって身近な相談先である民生委員・児童委員や主任児童委員、人権擁護委員等が、日頃の活動を通じて配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うなど、暴力の未然防止の視点を持った活動が行えるよう研修機会の提供等、活動の促進を図る支援に努めます。

⑨ 学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見・援助

学校関係者や保育士等、日頃から子どもに接している人は、子どもや保護者の様子や会話の内容から発せられるSOSを見逃さず、配偶者等からの暴力の早期発見に努め、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、配偶者等からの暴力及び児童虐待の両面から市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者と子どもの援助を行います。

⑩ 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための環境づくり

外国人や障がい者、高齢者が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、それらの人に関わる市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行うNPO等が、配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見の視点をもって日常の業務や活動が行えるよう対応技術や知識の習得の向上に向けた研修機会についての情報提供を行うなどの環境づくりを進めます。



(3) 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

① 庁内連絡会議の設置

迅速な対応ができるようDV対策庁内連絡体制（DV対策連携会議）を整備し、対応マニュアルを作成します。

対応する市職員が配偶者等からの暴力に対する正しい理解の元で、被害者が二次的被害※を受けることなく、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、DV対策連携会議で研修の実施と内容の充実を図ります。

※二次的被害

被害者が相談した身近な人の心ないことばや相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、さらに精神的に傷ついてしまうこと。

② 配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化

児童虐待の通告による配偶者等からの暴力の発見と適切な対応に向けて、福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応します。そのため、児童虐待支援に係る市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修を実施します。また、県や関係機関等が実施する講座等の情報を提供し参加を促進します。

③ 支援関係機関・団体の連携協力体制の強化

被害者の相談に総合的に対応するために、関係機関・団体からなる会議等の開催や日常的な連携システムの構築により、関係機関・団体の連携強化を図ります。

④ 支援関係機関の時間外及び休日における保護に関する連絡体制の確立

休日や時間外に対応できる支援機関を把握するなど、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行います。

⑤ 各機関における被害者の個人情報保護と守秘義務の徹底

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関等、関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底します。

⑥ 被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり

被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、庁内連絡会議等、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守します。

- ⑦ 教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理
被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、転校先や居住地等の守秘義務について周知・徹底を図ります。
- ⑧ 個人情報を扱う市職員や各種機関における配偶者等からの暴力に関する理解の促進
個人情報を扱う市職員や学校等の機関が、被害者の個人情報の保護を徹底するために、配偶者等からの暴力についての理解を促進する研修を実施します。

(4) 支援者の安全確保

- ① 警察との連携・協力
相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、警察と連携・協力して、その安全確保に努め、その個人情報の管理を徹底します。
- ② 相談員等支援者のケアの充実
被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮した支援者のケアに取り組めます。

[重点的に取り組むこと]

3 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

(1) 被害者の保護と安全確保

- ① 一時避難先の確保等による被害者の保護
被害者の一時避難先を確保するなど、支援関係機関との連携・協力により、被害者の安全確保に努めます。
- ② 警察による見回り
被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らして行けるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るため、警察による見回りを要請します。



③ 地域における見守り支援

被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保を図るために、自治会組織等において様々な機会を通じ、被害者の身近な地域における見守り支援の環境づくりを促進します。

④ 地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の推進

暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動に自治会組織、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。

⑤ 婦人保護施設や母子生活支援施設等と連携した被害者の保護

被害者が安心して今後のことを考えたり、自立に向けた準備ができるよう、一時保護施設等への入所にかかる支援を行います。

⑥ 身近な避難先の確保

被害者の安全確保を図るために、地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して身近な避難先を確保できるよう努めます。

(2) 通報・通告制度による被害者の保護

① 医療関係者への通報・通告制度の周知徹底

日常業務の中で被害者を発見しやすい立場にある医療関係者に対して、医療関係者による発見は、守秘義務違反に問われることがないことなど、制度の周知を図り被害者の適切な保護を図ります。

② 通報者の情報の保護の徹底

通報を受ける可能性のある全ての職員に対して、通報者の氏名等に関する情報保護の徹底を図ります。

③ 配偶者暴力防止法に基づく通報制度及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報

被害者の保護を図るための情報を広く社会から求めるために、「配偶者暴力防止法及び児童虐待防止法に基づく通報・通告制度」についての法の規定とその趣旨等について、様々な機会を利用して広報に努めます。

また、加害者からの被害者及び子どもの安全を確保するため、「配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度」の周知を図ります。

④ 地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進

子どもに関わる学校や幼稚園、保育園、医療関係機関、地域住民等、様々な立場の人が、子どもの様子から配偶者等からの暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知などを進めます。

(3) 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

① 住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置

住民基本台帳事務における支援措置制度が適切に運用されるよう、制度の周知・徹底に努めます。

② 医療保険・国民年金の加入脱退手続きにおける支援措置

被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底します。

③ 保護命令制度の広報と申し立てに関する支援

配偶者等からの暴力による被害者の安全確保を図るために配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、被害者への適切な情報提供に努め、手続きに関わる支援を行います。

④ ストーカー行為等の規制等に関する法律や接近禁止等の仮処分の申出制度等の情報提供

配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関と連携し、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」及び「接近禁止命令」について被害者及び関係者への制度に関する情報提供と、その利用に当たっての支援を行います。

(4) 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

① 子どもの専門的ケア体制の充実

配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもの早期発見・適切な支援を児童相談所等との連携により行います。

② 学校や幼稚園、保育所等への就学や入所等の支援

市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援します。

③ 健康診査・予防接種の弾力的な実施

加害者からの追跡等の恐れがあり、現住所地に住民登録していない子どもについては、現住所地で健康診査や予防接種が受けられるよう実施します。



(5) 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

① 生活保護等の支援制度の適用

経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護等の活用による支援を行います。

② ハローワークにおける職業相談や指導等の情報提供

被害者にとっての就労は、経済的な自立を図るためだけでなく、心の回復の面からも重要です。しかし、被害者は、技能や経験、子育て等様々な要因から仕事が限られるなど、就労機会が少ない状況にあることから、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。

③ 就労のための技能習得等の情報提供

就労に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供します。

④ 各種保育サービスの情報提供・利用支援

各種保育サービスや育児相談等に関する情報提供による、育児の負担軽減を図ります。

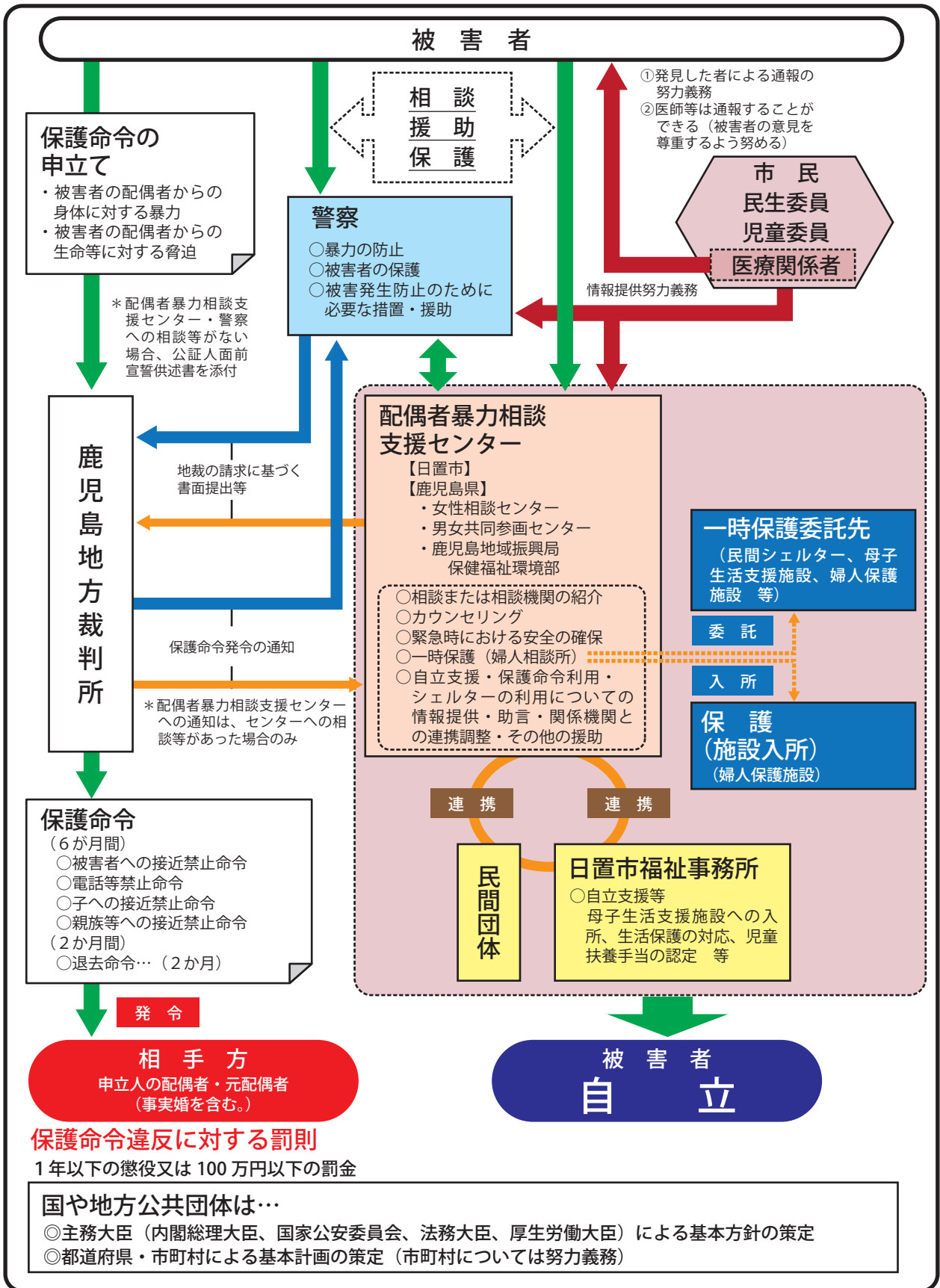
⑤ 公営住宅等の優先入居

住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅等への優先的な入居に努めます。

⑥ 自立困難な被害者への個々の状況に応じた支援

心身の状況や生活能力、障がい、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、市と関係機関等が連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉施設等への入所を支援します。

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート



内閣府男女共同参画局「STOP THE 暴力」(平成21年度改訂版)参考



女性に対する暴力 相談窓口

一人で悩まないで！

各機関では、様々な女性に対する暴力に関する相談を受け付けています。
早めの相談が問題解決への第一歩です。

配偶者等からの暴力についての相談	全国の配偶者暴力相談支援センター
	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
性犯罪に係る被害や捜査に関する相談	各都道府県警察の性犯罪被害者110番等の相談電話や性犯罪被害者相談コーナー等の相談室
売春強要などについての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
	各都道府県の婦人相談所
人身取引に係る被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
	全国の地方入国管理局、同支局又は出張所
	各都道府県の婦人相談所
職場におけるセクシュアル・ハラスメントについての相談	全国の労働局雇用均等室
つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	各都道府県警察又は各警察署の相談窓口
上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	全国の法務局、地方法務局及びその支局の人権相談窓口

鹿児島県、日置市の相談機関、相談窓口電話番号

- 日置市配偶者暴力相談支援センター 099-273-2160
(相談ダイヤル)
- 鹿児島県女性相談センター 099-222-1467
- 鹿児島県男女共同参画センター 099-221-6630
- 鹿児島地域振興局地域保健福祉課 099-272-6301
- 鹿児島県警察本部総合相談窓口 099-254-9110
- 最寄りの警察署（日置警察署） 099-273-0110

参考ホームページ等

◇内閣府男女共同参画局 <http://www.gender.go.jp/>

- 配偶者等からの暴力被害者支援情報

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html



- DV相談ナビ

配偶者等からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のために、全国共通の電話番号から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

配偶者等からの暴力 ここにでんわ

0570-0-55210

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/index.html



◇警察庁 <http://www.npa.go.jp/>

- 各都道府県警察の相談窓口

<http://www.npa.go.jp/higaisya/ichiran/index.html>

- 性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103（ハートさん）」

<http://www.npa.go.jp/higaisya/seihanzai/seihanzai.html>

- 匿名通報ダイヤル <http://www.tokumei24.jp/>



◇総務省 <http://www.moj.go.jp/>

- 女性の人権ホットライン全国共通電話番号

0570-070-810

- 常設相談所（人権相談） <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>

- みんなの人権110番

（全国共通人権相談ダイヤル）

0570-003-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>



- 子どもの人権110番

0120-007-110

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>



- インターネット人権相談受付窓口

<http://moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

- 法務省インターネット人権相談申込み

- ・人権相談の申し込み（大人の方）

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html

- ・人権相談の申し込み（子供の方）

（子どもの人権SOS-eメール）

https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html



- 外国人のための人権相談所
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>
- 入国管理局ホームページ
<http://www.immi-moj.go.jp/>
- 日本司法支援センター(法テラス)ホームページ
<http://www.houterasu.or.jp/>
- 法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ

0570-079714

法テラスでは、犯罪被害にあわれた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、お問い合わせいただいた方の被害後の状況やニーズに応じて、さまざまな支援情報をご提供するほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度をご案内するなど、犯罪被害にあわれた方やご家族の方などを多角的にサポートしています。

◇厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

◇全国の労働局所在地一覧

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力根絶に向けたシンボルマークです。

※相談電話のご利用には通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

(ご相談の受付時間等については、ホームページ等でご確認ください。)

※携帯電話やPHS、公衆電話からも利用できます。一部のIP電話からはつながりません。

参考資料

- 男女共同参画に関する年表
- 男女共同参画社会基本法
- 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律
- 日置市男女共同参画推進懇談会設置要綱



男女共同参画に関する年表

年	事 項
昭和50年 (1975年) ～ 昭和52年 (1977年)	<p>「婦人問題企画推進本部」と「国内行動計画」</p> <p>「国際女性年」によって、国内の男女共同参画の実現に向けての取組は新しい段階を迎え、女性の地位向上のための国内本部機構として「婦人問題企画推進本部」と有識者から成る「婦人問題企画推進会議」を設置。</p> <p>第1回世界女性会議での「世界行動計画」を受けて、「国内行動計画」（昭和52～昭和61年）を策定。</p>
昭和55年 (1980年) ～ 昭和60年 (1985年)	<p>国際法「女子差別撤廃条約」※批准に向けた法・制度の整備</p> <p>その批准に向けた法制度の整備で昭和59（1984）年に「国籍法」「戸籍法」を改正し、高等学校家庭科の必修が始まる。また、昭和60（1985）年に雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）が制定され、「女子差別撤廃条約」を批准。</p>
昭和62年 (1987年)	<p>男女共同参加型社会の形成を目指す～「新国内行動計画」</p> <p>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（新国内行動計画）を策定。</p>
平成3年 (1991年)	<p>「共同参加」から「共同参画」へ～「新国内行動計画」第一次改定</p> <p>国内外の動向を踏まえた、第一次改定。「社会のあらゆる分野に男女が共同して参画することが不可欠である」という考えのもとに「男女共同参画社会の形成」を目指す。</p>
平成6年 (1994年)	<p>「男女共同参画推進本部」と「男女共同参画審議会」</p> <p>男女共同参画社会の形成に向けて国内本部機構を充実強化するために「婦人問題企画推進本部」を改組し、「男女共同参画推進本部」を設置。また、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置。</p>
平成8年 (1996年)	<p>「男女共同参画ビジョン」と「男女共同参画2000年プラン」</p> <p>男女共同参画審議会が「男女共同参画ビジョン」を答申。このビジョンは、第4回世界女性会議の成果を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けて、目指すべき方向とそれに至る道筋を提案したもの。これを踏まえて「男女共同参画2000年プラン」を策定。</p>
平成11年 (1999年)	<p>「男女共同参画社会基本法」</p> <p>この法律は、男女共同参画社会の形成をわが国の最重要課題と位置付け、男女共同参画社会の形成の基本的な枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取組を総合的に推進することを目的としている。</p>
平成12年 (2000年)	<p>「男女共同参画基本計画」</p> <p>男女共同参画基本法の法定計画として計画は国連特別総会「女性2000年会議」の成果を踏まえ、「男女共同参画2000年プラン」を基礎として策定。</p> <p>あらゆる社会システムへ男女共同参画の視点を反映することを重視し、男女共同参画社会を形成するための具体的な道筋を示している。</p>



年	事 項
平成13年 (2001年)	「男女共同参画局」 中央省庁再編を経て、男女共同参画社会の形成を省庁横断的に進めるため、内閣府に「男女共同参画局」を設置。されに、国内本部機構の整備と推進体制の一層の強化のため「男女共同参画推進本部」と、男女共同参画社会基本法を設置根拠とする「男女共同参画会議」を設置。
平成13年 (2001年)	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」 (配偶者暴力防止法) 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的としている。3年ごとに施行状況を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとなっており、平成26年度改正により、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に法律名を変更している。 平成16(2004)年には、同法に基づき「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する施策についての基本方針」を策定。 (本計画中③配偶者からの暴力に対する取組の現状を参照 48ページ)
平成17年 (2005年)	「第2次男女共同参画基本計画」 新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境)における男女共同参画の推進や男女の性差に応じた医療の推進などが重点項目となっている。
平成19年 (2007年)	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 正社員の過重労働と非正規雇用者の経済的自立の困難という働き方の二極化や、共働き世帯が増加しても社会的基盤や役割分担意識が変化しないなど、調和実現を阻む要因の背景に対して、仕事と生活の調和を国民的な取組と位置づけ、その方向性を示し、実現のために行政と民間が果たすべき役割を定めている。 憲章において ①就労による経済的自立が可能な社会 ②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 ③多様な働き方・生き方が選択できる社会を掲げ、「行動指針」で具体的な数値目標を示した。
平成22年 (2010年)	第3次男女共同参画基本計画 具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定した実効性のある計画を策定。 女性の活躍による社会経済の活性化、男性・子どもにとっての男女共同参画、様々な困難に置かれている人々への対応、女性に対するあらゆる暴力の根絶、地域における身近な男女共同参画の推進を掲げている。
平成27年 (2015年)	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」 本計画第3章 計画の内容重点項目2 ※6の内容(17ページ) 「第4次男女共同参画基本計画」 本計画第2章 計画策定の背景 国の主な動きの内容(19ページ)



男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日公布

平成 11 年法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)



第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号) 抄**(施行期日)**

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第 2 条 男女共同参画審議会設置法 (平成 9 年法律第 7 号) は、廃止する。

附 則 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号) 抄**(施行期日)**

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成 11 年法律第 88 号) の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成 13 年 1 月 6 日)

- 1 略
- 2 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他



の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）



■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)

1979年国際連合総会採択

1981年発効

日本批准 1985年6月24日

公布 1985年7月1日

発効 1985年7月5日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配



の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。



第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条 締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教

育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に關する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齡その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。



第 12 条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第 4 部

第 15 条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を

行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット



- 順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
 - 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
 - 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
 - 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
 - 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
 - (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

- 1 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。



- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

(昭和 47 年 7 月 1 日法律第 113 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等
 - 第 1 節 性別を理由とする差別の禁止等 (第 5 条—第 10 条)
 - 第 2 節 事業主の講ずべき措置 (第 11 条—第 13 条)
 - 第 3 節 事業主に対する国の援助 (第 14 条)
- 第 3 章 紛争の解決
 - 第 1 節 紛争の解決の援助 (第 15 条—第 17 条)
 - 第 2 節 調停 (第 18 条—第 27 条)
- 第 4 章 雑則 (第 28 条—第 32 条)
- 第 5 章 罰則 (第 33 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(昭 60 法 45・平 7 法 107・平 9 法 92・一部改正)

(基本的理念)

第 2 条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(昭 60 法 45・平 9 法 92・平 18 法 82・一部改正)

(啓発活動)

第 3 条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(昭 60 法 45・一部改正、平 9 法 92・旧第 5 条線上・一部改正)

(男女雇用機会均等対策基本方針)

第 4 条 厚生労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する施策の基本



となるべき方針（以下「男女雇用機会均等対策基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 男女雇用機会均等対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活の動向に関する事項
 - (2) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について講じようとする施策の基本となるべき事項
- 3 男女雇用機会均等対策基本方針は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。
- 5 厚生労働大臣は、男女雇用機会均等対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、男女雇用機会均等対策基本方針の変更について準用する。
(昭58法78・昭60法45・一部改正、平9法92・旧第6条繰上・一部改正、平11法160・平18法82・一部改正)

第2章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

(昭60法45・追加、平9法92・平18法82・改称)

第1節 性別を理由とする差別の禁止等

(昭60法45・追加、平9法92・平18法82・改称)

(性別を理由とする差別の禁止)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、その性別にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

(昭60法45・追加、平9法92・旧第7条繰上・一部改正、平18法82・一部改正)

第6条 事業主は、次に掲げる事項について、労働者の性別を理由として、差別的取扱いをしてはならない。

- (1) 労働者の配置（業務の配分及び権限の付与を含む。）、昇進、降格及び教育訓練
- (2) 住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて厚生労働省令で定めるもの
- (3) 労働者の職種及び雇用形態の変更
- (4) 退職の勧奨、定年及び解雇並びに労働契約の更新

(平18法82・全改)

(性別以外の事由を要件とする措置)

第7条 事業主は、募集及び採用並びに前条各号に掲げる事項に関する措置であつて労働者の性別以外の事由を要件とするもののうち、措置の要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるおそれがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、当該措置の対象となる業務の性質に照らして当該措置の実施が当該業務の遂行上特に必要である場合、事業の運営の状況に照らして当該措置の実施が雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、これを講じてはならない。

(平18法82・全改)

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第8条 前3条の規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてい事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない。

(平9法92・追加、平18法82・旧第9条繰上・一部改正)

(婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等)

第9条 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻したことを理由として、解雇してはならない。

3 事業主は、その雇用する女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定めるものを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

4 妊娠中の女性労働者及び出産後1年を経過しない女性労働者に対してなされた解雇は、無効とする。ただし、事業主が当該解雇が前項に規定する事由を理由とする解雇でないことを証明したときは、この限りでない。

(平18法82・追加)

(指針)

第10条 厚生労働大臣は、第5条から第7条まで及び前条第1項から第3項までの規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

2 第4条第4項及び第5項の規定は指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(昭60法45・追加、平9法92・旧第12条繰上・一部改正、平11法160・平18法82・一部改正)

第2節 事業主の講ずべき措置

(平18法82・追加)

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者とその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。

3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(平18法82・追加)

(職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置)

第11条の2 事業主は、職場において行われるその雇用する女性労働者に対する当該女性労働者が妊娠したこと、出産したこと、労働基準法第65条第1項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第2項の規定による休業をしたことその他の妊娠又は出産に関する事由であつて厚生労働省令で定



めるものに関する言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう、当該女性労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。（平28法17・追加）

（妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置）

第12条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

（平18法82・追加）

第13条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（次項において「指針」という。）を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。（平18法82・追加）

第3節 事業主に対する国の援助

（平18法82・追加）

第14条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- (1) その雇用する労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- (2) 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成
- (3) 前号の計画で定める措置の実施
- (4) 前3号の措置を実施するために必要な体制の整備
- (5) 前各号の措置の実施状況の開示

（平18法82・追加）

第3章 紛争の解決

（平18法82・章名追加）

第1節 紛争の解決の援助

（平18法82・節名追加）

(苦情の自主的解決)

第 15 条 事業主は、第 6 条、第 7 条、第 9 条、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項（労働者の募集及び採用に係るものを除く。）に関し、労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 13 条繰上・一部改正、平 18 法 82・旧第 11 条繰下・一部改正)

(紛争の解決の促進に関する特例)

第 16 条 第 5 条から第 7 条まで、第 9 条、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の紛争については、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 4 条、第 5 条及び第 12 条から第 19 条までの規定は適用せず、次条から第 27 条までに定めるところによる。

(平 13 法 112・追加、平 18 法 82・旧第 12 条繰下・一部改正、平 28 法 17・一部改正)

(紛争の解決の援助)

第 17 条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争に関し、当該紛争の当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該紛争の当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 14 条繰上・一部改正、平 11 法 87・平 11 法 160・一部改正、平 13 法 112・旧第 12 条繰下・一部改正、平 18 法 82・旧第 13 条繰下・一部改正)

第 2 節 調停

(昭 60 法 45・追加、平 13 法 112・改称)

(調停の委任)

第 18 条 都道府県労働局長は、第 16 条に規定する紛争（労働者の募集及び採用についての紛争を除く。）について、当該紛争の当事者（以下「関係当事者」という。）の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に調停を行わせるものとする。

2 前条第 2 項の規定は、労働者が前項の申請をした場合について準用する。

(平 13 法 112・全改、平 18 法 82・旧第 14 条繰下・一部改正)

(調停)

第 19 条 前条第 1 項の規定に基づく調停（以下この節において「調停」という。）は、3 人の調停委員が行う。

2 調停委員は、委員会の委員のうちから、会長があらかじめ指名する。

(平 13 法 112・全改、平 18 法 82・旧第 15 条繰下)

第 20 条 委員会は、調停のため必要があると認めるときは、関係当事者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、第 11 条第 1 項及び第 11 条の 2 第 1 項に定める事項についての労働者と事業主との間の



紛争に係る調停のために必要があると認め、かつ、関係当事者の双方の同意があるときは、関係当事者のほか、当該事件に係る職場において性的な言動又は同項に規定する言動を行つたとされる者の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

(平 18 法 82・追加、平 28 法 17・一部改正)

第 21 条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 18 条繰上・一部改正、平 11 法 87・平 13 法 112・一部改正、平 18 法 82・旧第 16 条繰下)

第 22 条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 19 条繰上、平 18 法 82・旧第 17 条繰下)

第 23 条 委員会は、調停に係る紛争について調停による解決の見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 委員会は、前項の規定により調停を打ち切つたときは、その旨を関係当事者に通知しなければならない。

(平 18 法 82・追加)

(時効の中断)

第 24 条 前条第 1 項の規定により調停が打ち切られた場合において、当該調停の申請をした者が同条第 2 項の通知を受けた日から 30 日以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

(平 18 法 82・追加)

(訴訟手続の中止)

第 25 条 第 18 条第 1 項に規定する紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号のいずれかに掲げる事由があり、かつ、関係当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4 月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

(1) 当該紛争について、関係当事者間において調停が実施されていること。

(2) 前号に規定する場合のほか、関係当事者間に調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受訴裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第 1 項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(平 18 法 82・追加)

(資料提供の要求等)

第 26 条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 20 条繰上、平 18 法 82・旧第 18 条繰下・一部改正)

(厚生労働省令への委任)

第 27 条 この節に定めるもののほか、調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
 (昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 21 条繰上、平 11 法 160・平 13 法 112・一部改正、平 18 法 82・旧第 19 条繰下)

第 4 章 雑則

(昭 60 法 45・章名追加)

(調査等)

第 28 条 厚生労働大臣は、男性労働者及び女性労働者のそれぞれの職業生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。
 (昭 60 法 45・旧第 16 条繰下・一部改正、平 9 法 92・旧第 32 条繰上・一部改正、平 11 法 160・一部改正、平 18 法 82・旧第 24 条繰下・一部改正)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 29 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(昭 60 法 45・追加、平 9 法 92・旧第 33 条繰上・一部改正、平 11 法 87・平 11 法 160・一部改正、平 18 法 82・旧第 25 条繰下)

(公表)

第 30 条 厚生労働大臣は、第 5 条から第 7 条まで、第 9 条第 1 項から第 3 項まで、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定に違反している事業主に対し、前条第 1 項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(平 9 法 92・追加、平 11 法 160・一部改正、平 18 法 82・旧第 26 条繰下・一部改正、平 28 法 17・一部改正)

(船員に関する特例)

第 31 条 船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)第 6 条第 1 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第 4 条第 1 項並びに同条第 4 項及び第 5 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)、第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 11 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項並びに前 3 条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第 4 条第 4 項(同条第 6 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 3 項、第 11 条の 2 第 3 項及び第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第 6 条第 2 号、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条及び第 29 条第 2 項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、第 9 条第 3 項中「労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定によ



る休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第 11 条の 2 第 1 項中「労働基準法第 65 条第 1 項の規定による休業を請求し、又は同項若しくは同条第 2 項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法第 87 条第 1 項又は第 2 項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項及び第 29 条第 2 項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と、第 18 条第 1 項中「第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「第 21 条第 3 項のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうちから指名する調停員」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた第 18 条第 1 項の規定により指名を受けて調停員が行う調停については、第 19 条から第 27 条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の調停の事務は、3 人の調停員で構成する合議体で取り扱う。
- 4 調停員は、破産手続開始の決定を受け、又は禁錮（こ）以上の刑に処せられたときは、その地位を失う。
- 5 第 20 条から第 27 条までの規定は、第 2 項の調停について準用する。この場合において、第 20 条から第 23 条まで及び第 26 条中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第 21 条中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指名した地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が置かれる地方運輸局（運輸監理部を含む。）」と、第 26 条中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱つている」と、第 27 条中「この節」とあるのは「第 31 条第 3 項から第 5 項まで」と、「調停」とあるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（昭 58 法 78・一部改正、昭 60 法 45・旧第 17 条繰下・一部改正、平 9 法 92・旧第 34 条繰上・一部改正、平 11 法 87・平 11 法 160・平 13 法 112・平 14 法 54・一部改正、平 18 法 82・旧第 27 条繰下・一部改正、平 20 法 26・平 28 法 17・一部改正）

（適用除外）

第 32 条 第 2 章第 1 節及び第 3 節、前章、第 29 条並びに第 30 条の規定は、国家公務員及び地方公務員に、第 2 章第 2 節の規定は、一般職の国家公務員（行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和 23 年法律第 257 号）第 2 条第 2 号の職員を除く。）、裁判所職員臨時措置法（昭和 26 年法律第 299 号）の適用を受ける裁判所職員、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）の適用を受ける国会職員及び自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 2 条第 5 項に規定する隊員に関しては適用しない。

（昭 60 法 45・追加、平 3 法 76・平 7 法 107・平 9 法 92・旧第 35 条繰上・一部改正、平 11 法 104・平 14 法 98・一部改正、平 18 法 82・旧第 28 条繰下・一部改正、平 24 法 42・平 26 法 67・一部改正）

第 5 章 罰則

（平 18 法 82・追加）

第 33 条 第 29 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

（平 18 法 82・追加）

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 12 月 2 日法律第 78 号)

1 この法律 (第 1 条を除く。)は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令 (以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和 60 年 6 月 1 日法律第 45 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 19 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第 20 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 6 章の 2 の規定の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 3 年 5 月 15 日法律第 76 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 7 年 6 月 9 日法律第 107 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第 9 条 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家については、前条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 30 条及び第 31 条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

編注 (効力持続分については、末尾に登載した「改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」参照)

2 この法律の施行の際現に設置されている働く婦人の家に関し、厚生労働省令で定めるところにより、当該働く婦人の家を設置している地方公共団体が当該働く婦人の家を第 2 条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第 34 条に規定する勤労者家庭支援施設に変更したい旨の申出を厚生労働大臣に行い、厚生労働大臣が当該申出を承認した場合には、当該承認の日において、当該働く婦人の家は、同条に規定する勤労者家庭支援施設となるものとする。

(平 11 法 160・平 13 法 118・一部改正)

**附 則（平成 9 年 6 月 18 日法律第 92 号）抄****（施行期日）**

第 1 条 この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 3 条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第 5 条、第 6 条、第 7 条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第 3 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条及び第 14 条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成 9 年政令第 292 号で平成 9 年 10 月 1 日から施行）

- (2) 第 1 条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 26 条の前の見出しの改正規定、同条の改正規定（「事業主は」の下に「、労働省令で定めるところにより」を加える部分及び「できるような配慮をするように努めなければならない」を「できるようにしなければならない」に改める部分に限る。）、同法第 27 条の改正規定（「講ずるように努めなければならない」を「講じなければならない」に改める部分及び同条に 2 項を加える部分に限る。）、同法第 34 条の改正規定（「及び第 12 条第 2 項」を「、第 12 条第 2 項及び第 27 条第 3 項」に改める部分、「第 12 条第 1 項」の下に「、第 27 条第 2 項」を加える部分及び「第 14 条及び」を「第 14 条、第 26 条及び」に改める部分に限る。）及び同法第 35 条の改正規定、第 3 条中労働基準法第 65 条第 1 項の改正規定（「10 週間」を「14 週間」に改める部分に限る。）、第 7 条中労働省設置法第 5 条第 41 号の改正規定（「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に対する」に改める部分に限る。）並びに附則第 5 条、第 12 条及び第 13 条の規定並びに附則第 14 条中運輸省設置法（昭和 24 年法律第 157 号）第 4 条第 1 項第 24 号の 2 の 3 の改正規定（「講ずるように努めるべき措置についての指針」を「講ずべき措置についての指針等」に改める部分に限る。）平成 10 年 4 月 1 日

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号）抄**（施行期日）**

第 1 条 この法律は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中地方自治法第 250 条の次に 5 条、節名並びに 2 款及び款名を加える改正規定（同法第 250 条の 9 第 1 項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第 40 条中自然公園法附則第 9 項及び第 10 項の改正規定（同法附則第 10 項に係る部分に限る。）、第 244 条の規定（農業改良助長法第 14 条の 3 の改正規定に係る部分を除く。）並びに第 472 条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第 6 条、第 8 条及び第 17 条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第 7 条、第 10 条、第 12 条、第 59 条ただし書、第 60 条第 4 項及び第 5 項、第 73 条、第 77 条、第 157 条第 4 項から第 6 項まで、第 160 条、第 163 条、第 164 条並びに第 202 条の規定 公布の日
（国等の事務）

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

(処分、申請等に関する経過措置)

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第 2 条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第 1 に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 104 号）抄

**(施行期日)**

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成13年1月6日）

○中央省庁等改革関係法施行法（平成11法律160）抄**(処分、申請等に関する経過措置)**

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則（平成13年7月11日法律第112号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成13年11月16日法律第118号）抄**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 31 日法律第 54 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 28 条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「旧法令」という。）の規定により海運監理部長、陸運支局長、海運支局長又は陸運支局の事務所の長（以下「海運監理部長等」という。）がした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下「処分等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令（以下「新法令」という。）の規定により相当の運輸監理部長、運輸支局長又は地方運輸局、運輸監理部若しくは運輸支局の事務所の長（以下「運輸監理部長等」という。）がした処分等とみなす。

第 29 条 この法律の施行前に旧法令の規定により海運監理部長等に対してした申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）は、国土交通省令で定めるところにより、新法令の規定により相当の運輸監理部長等に対してした申請等とみなす。

附 則（平成 14 年 7 月 31 日法律第 98 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 15 年 4 月 1 日）

附 則（平成 18 年 6 月 21 日法律第 82 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置）

第 2 条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）第 6 条第 1 項の紛争調整委員会（以下「委員会」という。）に係属している同法第 5 条第 1 項のあっせんに係る紛争については、第 1 条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「新法」という。）第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（時効の中断に関する経過措置）

第 3 条 この法律の施行の際現に委員会に係属している第 1 条の規定による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第 14 条第 1 項の調停に関し当該調停の目的となっている請求についての新法第 24 条の規定の適用に関しては、この法律の施行の時に、調停の申請がされたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第 4 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）

第 5 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法及び第 2 条の規定による改正後の労働基準法第 64 条の 2 の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成 20 年 5 月 2 日法律第 26 号）抄



(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2条 この法律による改正前の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「旧法令」という。)の規定により次の表の中欄に掲げる従前の国の機関(以下この条において「旧機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、この法律による改正後の法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)の相当規定に基づいて、同表の下欄に掲げる相当の国等の機関(以下この条において「新機関」という。)がした認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

1	国土交通大臣(第1条の規定による改正前の国土交通省設置法(以下「旧設置法」という。)第4条第21号から第23号までに掲げる事務に係る場合に限り。)	観光庁長官
2	航空・鉄道事故調査委員会	運輸安全委員会
3	海難審判庁	海難審判所
4	船員中央労働委員会(旧設置法第4条第96号に掲げる事務に係る場合に限り。)	中央労働委員会
5	船員中央労働委員会(旧設置法第4条第97号及び第98号に掲げる事務に係る場合に限り。)	交通政策審議会
6	船員地方労働委員会(旧設置法第4条96号に掲げる事務に係る場合に限り。)	中央労働委員会又は都道府県労働委員会
7	船員地方労働委員会(旧設置法第4条第97号及び第98号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限り。)	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)
8	船員地方労働委員会(旧設置法第4条第97号及び第98号に掲げる事務に係る場合(7の項に掲げる場合を除く。))に限り。)	地方運輸局に置かれる政令で定める審議会
9	地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)(旧設置法第4条第96号に掲げる事務に係る場合に限り。)	厚生労働大臣又は都道府県知事

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他の手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第6条 この法律の施行前にした行為及び前条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年6月27日法律第42号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月13日法律第67号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成26年法律第66号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

(罰則に関する経過措置)

第29条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月31日法律第17号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条の規定並びに附則第13条、第32条及び第33条の規定 公布の日

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律等の紛争の解決の促進に関する特例に関する経過措置)

第11条 この法律の施行の際現に個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)第6条第1項の紛争調整委員会又は同法第21条第1項の規定により読み替えて適用する同法第5条第1項の規定により指名するあっせん員に係属している同項のあっせんに係る紛争については、第5条の規定による改正後の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第16条及び第8条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第52条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第13条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第14条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、第5条、第6条及び第8条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づい



て所要の措置を講ずるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 33 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 29 法律 45）抄
(政令への委任)

第 362 条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第 103 条の 2、第 103 条の 3、第 267 条の 2、第 267 条の 3 及び第 362 条の規定は、公布の日から施行する。

○平成 7 年法律第 107 号による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（抄）

改正 平成 9 年 6 月 18 日法律第 92 号

同 11 年 12 月 22 日同第 160 号

[平成 7 年法律第 107 号附則第 9 条の規定により同法による改正前の雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律第 30 条及び第 31 条の規定は、なおその効力を有するものとされる。]

(働く婦人の家)

第 30 条 地方公共団体は、必要に応じ、働く婦人の家を設置するように努めなければならない。

2 働く婦人の家は、女性労働者に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等女性労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

3 厚生労働大臣は、働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(昭 60 法 45・旧第 13 条繰下・一部改正、平 9 法 92・平 11 法 160・一部改正)

(働く婦人の家指導員)

第 31 条 働く婦人の家には、女性労働者に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「働く婦人の家指導員」という。）を置くように努めなければならない。

2 働く婦人の家指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(昭 60 法 45・旧第 14 条繰下・一部改正、平 9 法 92・平 11 法 160・一部改正)

附 則（平成 9 年 6 月 18 日法律第 92 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第3条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第5条、第6条、第7条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条、第6条、第7条、第10条及び第14条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

（平成9年政令第292号で平成9年10月1日から施行）

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

○育児休業等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（抄）

（平成7年9月29日）

（労働省令第40号）

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、平成7年10月1日から施行する。

（働く婦人の家の変更の申出）

- 2 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律附則第9条第2項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の申出は、次に掲げる事項を記載した変更申出書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- (1) 変更申出の年月日
- (2) 変更申出に係る働く婦人の家の名称及び所在地並びに変更後の勤労者家庭支援施設の名称
- (3) 変更申出に係る働く婦人の家の行う事業及び変更後の勤労者家庭支援施設を行う事業
- (4) 変更申出に係る働く婦人の家の施設及び設備の概要並びに変更後の勤労者家庭支援施設の施設及び設備の概要
- (5) その他必要と認められる事項

（平12労令41・一部改正）

附 則（平成12年10月31日労働省令第41号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。



■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日公布

平成 27 年法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画（第 8 条—第 14 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 15 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 16 条・第 17 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 18 条—第 25 条）
- 第 5 章 雑則（第 26 条—第 28 条）
- 第 6 章 罰則（第 29 条—第 34 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その

他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）のっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定める



よう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継

続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、



適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第411条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第614号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。



第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。



- (1) 第 10 条第 2 項の規定に違反した者
 - (2) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (3) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
 - (4) 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第 33 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 29 条、第 31 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第 34 条 第 26 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

- 2 第 18 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 24 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(以下略)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年法律第 28 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等 (第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等 (第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護 (第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令 (第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則 (第 23 条—第 28 条)

第 5 章の 2 補則 (第 28 条の 2)

第 6 章 罰則 (第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。



- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護**(配偶者からの暴力の発見者による通報等)**

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかると認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。



4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はそ

の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、そ



の生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身邊につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身邊につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配

偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。



5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第 1 号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第 1 項第 2 号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第 1 号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第 3 項及び前条第 7 項の規定は、前 2 項の場合について準用する。

(第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第 1 項第 2 号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認め

るときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。



(民間の団体に対する援助)

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - (2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - (3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - (4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

- (1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの
- (2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。



第2条	被害者	被害者（第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又はった者 同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第2号、第12条第1項第1号から第4号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成16年法律第64号〕

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成25年法律第72号〕〔抄〕**(施行期日)**

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則〔平成26年4月23日法律第28号〕〔抄〕**(施行期日)**

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の号に挙げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第1項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日
- (2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



■ 日置市男女共同参画推進懇話会設置要綱

平成 17 年 5 月 1 日

告示第 22 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に向けて、市民参加による制度づくりを推進するため、日置市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の基本的在り方及び制度化の検討並びに市長への提言に関すること。
- (2) 男女共同参画推進の啓発に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の執行機関の委員
- (2) 公共的団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 20 歳以上の市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 前項第 4 号に掲げる委員は、公募により選考するものとし、その選考に関し必要な事項は、日置市男女共同参画推進懇話会公募委員選考委員会設置規程（平成 18 年日置市訓令第 15 号）の定めるところによる。

(任期)

第 4 条 前条第 2 項に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇話会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。ただし、任期の開始の日以後最初の会議は、市長が招集する。



- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。
- 6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務企画部地域づくり課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、懇話会が定める。

附 則

この告示は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月24日告示第68号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日告示第37号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年10月18日告示第116号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成22年11月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この告示の施行の際現に委員である者及びこの告示の施行の日以後平成23年3月31日までの間に改正後の第4条第1項ただし書の規定により補欠の委員となった者の任期は、同項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則 (平成27年2月26日告示第17号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日告示第24号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。



男女共同参画

男女共同参画のシンボルマーク

男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい共に歩んでいけたらという願いをこめています。

第2次日置市男女共同参画基本計画

平成30(2018)年3月

編集・発行：日置市（総務企画部地域づくり課）

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

TEL：(099) 273-2111

FAX：(099) 273-3063

